

予算決算審査特別委員会（3月12日）

開会（8：58）

○池谷委員長 皆様、おはようございます。

昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。

本日12日の審査順序は、水産部、経済産業部、交流推進部、建設部、都市政策部として進めます。

なお、議第13号については、都市政策部所管部分の審議が終了次第、討論、採決となりますので、御了承ください。

それでは、審議に入ります。

初めに、議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、水産部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑。

○増井委員 歳出の6款2項2目、さかなセンター活性化対策事業費の件でお伺いします。

年々予算が減少されております。3年前より減っておりますが、事業説明の内容は同じです。これは補助事業ということで同じの文言になると思いますが、この減少の要因とその理由は何か、お伺いします。

○岡村水産振興課長 増井委員の質疑にお答えさせていただきます。

さかなセンターの予算の状況であります。来場者数、支援の結果を今まで見ながら来場者数のほうが当時落ち込んだ平成27年の134万人から現在、昨年度175万人というような形で回復しているところでございます。このようなところから支援の見直しをして縮小している部分もありますけれども、縮小しているだけではなく、運営会社であります株式会社焼津水産振興センターの要望も踏まえながら、今年度からは誘客促進に対する補助を充実、拡充している部分も併せて支援しているところでございます。

今後の支援におきましては、さかなセンターの来場者数の増加など、回復状況がみられているため、補助の支援につきましては、2年ぐらいをかけて段階的に支援のほうを縮小していくという考えもありますが、現在の状況ではコロナウイルスの関係などもありますので、この先不透明な部分がありますので、状況を見ながら今後も支援していきたいと思っております。

以上です。

○増井委員 内容について理解はできました。ぜひとも、拡充にしろ、縮小にしろ、内容をきちんと精査した中で運営を、補助のほうをしていただければという意見で終わりたいと思います。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 私も同じように6款2項2目、さかなセンター活性化対策事業についてお伺いします。

今お話があったんですが、予算が1,454万8,000円。減額理由って聞いたと思うんですけど、減額の理由をはっきり、私、分からなかったんですが、私の質疑ではないですが、

増井委員の質疑についてもう一回お聞きします。

- 岡村水産振興課長 減額理由としましては、先ほどお話をさせていただいた中で、さかなセンターの来場者数とか空き店舗の状況とか、そういったところで支援をしている部分がありましたけれども、来年度、空き店舗のほうに改修費補助というのをしておりますけれども、昨年末で7店舗だったのが今現在3店舗というように、空き店舗などに回復傾向が見えてきたものですから、来年度はその辺の支援を縮小していくというようなこととなります。

以上です。

- 杉崎委員 ありがとうございます。いい意味での補助の減額という理解をします。

私のほうなんですけれども、この補助金を毎年というか、ずっと続けているわけですよ、金額の大小はないですが。そういうのをやってきたけれども、そこで御商売をなさるのがだんだん大変になってきて、いわゆる空き店舗化していったという現象が過去にあり、今またそこに少し戻ってきてくれたというのがあるんですが、まだ、そういう言い方をしては失礼なんですけど、全部入っているわけじゃありません。なぜ出ていったかといったら、売上げが落ちて商売にならないから出ていくわけですよ。そこに補助を続けても根本的な解決がない限り、ただお金をやる、ちょっと息を長く、要するに、言い方は悪いけど、点滴を打っていくような形の御商売を続けていってください、この支援できるならというのを続けても、それは問題解決にならないと思うものだから、今、売上げ効果に対してどう評価しているかということと、水産部として。

それともう一つは、今後どのようにしたいのかということをお聞かせ願えますかね。

- 岡村水産振興課長 市のほうでは今まで、さかなセンターをまず活性化させようということで、来場者数とか店舗を増やすとかというような形の面で支援してまいりました。その点につきましては、来場者数につきましても平成29年度で164万9,000人から平成30年度が175万3,000人というような増加傾向。空き店舗につきましては、先ほど言ったように7店舗から3店舗というような形で状況は改善傾向にありますので、市のほうの支援としては効果があったと評価しているところでございます。

今後につきましては、先ほどもちょっと話しましたが必要となる支援、これはさかなセンターの管理会社のほうと今後も協議しながら、ずっと同じ内容で続けるというのではなく、中身によって効果があるところは縮小しながら、必要な部分につきましては支援していくというような形で考えてはおります。その辺はセンターと協議しながら今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

- 杉崎委員 即効性のある対応は大変難しいと思うんですけども、毎年このように大きな予算が投下されていきます。一番やっぱり大事なものは、当初あそこが始まった、服部市長の時代ですよ。その頃から見ても何十年たっているのか。そして、中のお店がどういうふうに変ってきているか。それは現場で御商売をやっている人たちが一番見えていると思うんですよ。その見えているものというのは皆さんも気づいていると思うんですが、最初のお土産物屋さん、いわゆる物産展みたいなものから、今、食に関するもので非常に新鮮でいいもの、焼津で食べられるものというのを出しているお店がなかなか増えてきましたよね。今までお土産物をやっているところも一種の食堂的になってき

て行列を作っている店もある。ということは、やっぱりそのスタイルも変わってきていると思うんですよ。だけど、それをその人たちだけに任せるんじゃないで、行政としてよそで見てきたものを、当然あの人たちも見ています。そういう中で協議して行って、焼津水産振興センターとして改革というか、これが迫られている時期じゃないかなと思います。

今言ったように、かつては200万人以上来ているのが175万人まで来たから満足してもらっちゃ困るんですよ、もちろん満足していないでしょうけど。なので、そういうもっと理想を高いところへ持っていかないと、今のままだと旧態依然になってしまうおそれもあるものですから、言い方はきついですけど、それくらい投資している市としては、振興センターがやっていることなもので大きな口出しはできませんが、投資している当市のその役割として、世間では株主の役割として大きな発言力を持ってやっていただきたいと思いますので、この金額に反対するというんじゃなくて、有効に使ってほしいという意味でぜひお願いしたいと思います。

もしお話がそれであるならお答えください。なければ結構です。

○池谷委員長 ありますか。

○岡村水産振興課長 ありがとうございます。

今後もさかなセンターが発展していくように、市のほうも協議をしていきたいと思えます。今現在も役員会などで市のほうの職員が参加させていただいて、その中でこちらのほうの意見とかを述べさせてもらいながら進めているところでございますので、これからはそういったところで連携を図っていきたくと思います。よろしく申し上げます。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

○川島委員 私からは、さかなセンターに関する3人目の質疑になりますけれども、少し細かくお話を伺いたくと思います。

まず、さかなセンターは1985年、昭和60年12月6日にオープンいたしまして、これまで地場産業の活性化と魚食普及を目的に、35年間にわたって焼津市の発展に大きく貢献をしてきたという歴史の事実は高く評価したいと思います。ここ数年かなり大きな金額が市から事業費として出ておりますけれども、まず、新年度の1,454万8,000円の内訳、事業説明のところに3つの事業の内容が書いてありますけれども、それぞれにどういった配分でお考えなのか、内訳をまず教えてもらいたくと思います。

それから、特に3番目の集客数増加を図るため実施する対策事業というふうにございますけれども、35年前のさかなセンターができた当初と今の時代背景というのが大きく変わっておりまして、旅行形態も大幅に変わっていると。かつては観光バスで団体旅行というのが主流でしたけれども、今はどちらかというとバスではなくてマイカーで、また、個人でお友達と少人数で自由気ままな旅をするというような時代になってきつつあるものですから、そういった時代背景の中で観光バスの増加を図るということにどうお考えなのか、確認をしたいと思えます。

それから、この35年間、どちらかというと焼津さかなセンターがあまりにもネームバリューが大きくて、また、独自路線で十分に何でもできた、そういう背景があるものですから独自の営業路線で来たと思うんですけれども、今、焼津市内にはたくさんの観光スポットがありますし、それぞれに市のほうでも力を入れて開発をしておりますので、

そういったさかなセンター以外の観光拠点との連携というものを今後の交流人口を拡大していく上でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○岡村水産振興課長 川島委員の質疑にお答えさせていただきます。

さかなセンターのほうの1,454万8,000円の予算の内訳でございますが、こちらのほうは、バスの増加対策事業として900万円、誘客促進事業として333万円、あと、店舗を借りて市のほうの情報発信をするということでの家賃を221万8,000円が主な内容となっております。

2つ目のバスの増加の対策につきましてですが、まずはさかなセンターの活性化をさせるために来場者数をまず確保していかなきゃならないというのが1番になります。立ち寄りバスの確保につきましては、これが1つの必要な手段でありますので、バスの増加も目指しながら、その他、先ほど言いましたように、バスじゃなくマイカーの方も来ていただくような形で各種イベントなどを併せましてやっていくというような形で、そういった意味で予算のほうも今年度から誘客促進のほうに拡充する補助の対策を取っております。そういった形で来場者数確保となるセンターの活動を支援してまいりたいと思っております。

あと、観光スポットとの連携、こちらですけれども、現在は具体的な市の観光スポットとの連携という企画はありませんけれども、これからもさかなセンターと市の情報を共有しながら、観光情報などを共有しながら誘客促進の取組につきまして、運営会社のほうと連携を取って進めていきたいと思っております。

○川島委員 ありがとうございます。ぜひ、来場者の増加ということで様々な取組をお願いしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、今年の10月でさかなセンターも35年ですね。長い歴史を刻むこととなります。それで、当然のことながら施設も目に見えて老朽化が進んでいると思うんですけれども、施設のリニューアルですとか様々な意見が数年前から出ていて、老朽化対策に対する動きもされているのではないかと思いますけれども、まず、老朽化に対する現状の状況を確認させていただきたいと思っております。

それから、先ほど来場者の増加ということで観光バスも非常に重要な1つの部分であるというお話がございました。とはいっても、なかなか来場者を誘致するというのは大変なことだと思うので、バス対策として具体的にどんな取組をされているのか。お分かりになる範囲で結構ですけれども、教えてもらいたいと思っております。

○岡村水産振興課長 まず最初のさかなセンターの老朽化等の話ですが、こちらにつきましては、緑化も含めて、現在、さかなセンターのリニューアルの検討をしています。平成29年からリニューアル検討委員会というものを立ち上げまして、現在の場所にリニューアルするという方向で協議を継続しているところでございます。

次のバス対策の手段ですけれども、こちらのほうは、バスにより多く来ていただくということで、バス会社さんとか観光会社さんのほうにさかなセンターのほうで声をかけて来ていただくということで、いろいろな提携を結んだり、来ていただいたところで土産物とかを出してより来ていただくというような形で、さかなセンターのほうでもこういうような手段で努力しているということでございます。

以上です。

○川島委員 今、さかなセンターの老朽化対策ということで、リニューアル検討委員会で検討を進めているというお話がございました。今年35年なものですから、いつ頃をめどに具体的なリニューアルの完成を目指していらっしゃるのか。もしゴール地点が今検討委員会の中でこの辺でというようなお話が見えているのであればお聞かせ願いたいと思います。

それから、バス対策については様々な取組があると思います。一昨年、松江市の小泉八雲記念館に行政視察に行かせていただいたときに先方に私も質問させてもらいまして、非常に観光客が多いわけですが、旅行会社とかバス会社との契約をしていますかという質問をしたら、もちろんですというふうに二つ返事で返ってきました。やはりそういった旅行会社とかバス会社との様々な契約というものも大事な営業ツールになるものですから、そういったことでさかなセンターとしてもそういった経営をしていると思うんですけども、その辺の状況をもし分かればお聞かせ願いたいと思います。

○岡村水産振興課長 まず1つ目のリニューアルの今後の予定ということですが、こちらにつきましては、現在、リニューアル検討委員会のほうで主になるところ、基本的なところを話し合っているところでございます。この辺がまとまっていくところで基本計画、実施計画、建築ということで、実施計画からはまた三、四年ぐらいかかるかと思えますけれども、その前段階で今協議をしているところという状況でございます。

あと、バスのほうの契約とかその辺の状況でございますが、さかなセンターのほうでもバス会社等の契約をしているということで、件数としては全体で47社と契約を提携しているということでございます。

以上です。

○川島委員 ありがとうございます。

非常にさかなセンターとしても、なかなか時代背景もありまして、かつての好景気な時代と大分状況が違うものですから苦戦をされていると思いますけれども何とか、焼津といえば焼津さかなセンターというのは全国的にもう認知されたことでございますので、さかなセンターが元気がないという焼津市大丈夫かなというイメージにもつながりかねないような、それくらいの市外に影響力を持っておりますので、何とか頑張っていたきたいと思います。

それから、最後に新年度の観光バスの立ち寄り台数の目標と来場者何人ぐらいを想定されていますか、確認をさせていただきたいと思います。

○岡村水産振興課長 バスのほうの想定ですが、目標につきましては、基本的にはさかなセンターとしましては入場者数が過去の実績等から利用者数が165万人程度、バスとしては1万台程度、基本ベースとして考えているところでございます。

立ち寄りバスの増加対策につきましても、こちらのほうの目標プラスちょっとを見込んで1万2,000台ぐらいというような形を見込んでバス対策費を計上させていただいております。

○川島委員 ありがとうございます。

ぜひ今年も、今コロナの関係で全体的に自粛ムードで非常に辛い時期を迎えておりますけれども、また春から夏、秋へとさかなセンターの元気な姿を拝見できるように頑張ってくださいと思います。質疑を終わります。

○池谷委員長 次に、4番目の質疑です。

○秋山委員 私からは、6款2項2目、水産業緊急支援事業費108万8,000円についてなんですけれども、特に桜エビ海洋調査の内容、それから、桜エビ漁について、今後の見通しなどを教えていただければと思います。

○岡村水産振興課長 秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

桜エビのほうの海洋調査につきましては、こちらは静岡県桜エビ漁業組合が行っている産卵調査になります。基本的にはそちらのほうに由比と大井川の漁協のほうに協力をしまして負担金などを出して、その辺を合わせて各駿河湾の調査ポイントを定めて、その調査ポイントで取ったサンプルを業者に、産卵の量を調査する。また、それを漁協の職員が市場で手伝ったりしてこのような形でサンプルを取るといような形で調査をしているというところでございます。県もやっておりますので、県の調査船も併せてサンプルを取っているの、その部分も補っていく形での調査の協力をしているところでございます。

あと、今後の桜エビの状況でございます。昨年の調査の結果、自主規制の強化もあって産卵の量も少し増えて、昨年は見受けられなかった桜エビの群れが見られない部分の海域にも今年度は群れが見えるような状況になっているということで、増加する傾向も見えているんですけれども、まだまだ不漁という状況に変わりはないので、引き続き漁獲量の規制をかけながら、今年度4月以降の漁が始まりますが、それにつきましても自主規制をかけながら、資源を保護しながら獲っていくという形が続くと思います。

以上です。

○秋山委員 それでは、もう少し詳しく、予算に関する説明資料の120ページのところで、様々な資金の利子補助等が書かれています。水揚げ減少対策資金の利子補給とか、桜エビ乗組員生活資金とありますけれども、どのぐらいの申込み件数があるというふうに予測されているのでしょうか。

○岡村水産振興課長 桜エビにつきましては、昨年度の状況の確認の中には桜エビの水揚げ減少対策資金という形で、それに伴いまして運転資金を借りるという融資になりますけれども、こちらについては6人ほど確認を、既存で利用されている方がおります。また、来年度以降で新規に借りる方を4人ほど想定している状況でございます。乗組員のほうも船に乗り込んで桜エビを手伝う方になりますけれども、こちら漁が出ないということで生活資金を借り入れるための融資になっております。こちらのほうは、現在借入れをしている方が8名ということで、今後も8名ぐらい増えるという想定で考えております。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次に5番目の質疑に移ります。

○河合委員 私からは、6款2項3目、県営漁港整備事業負担金について伺います。

説明資料を伺うと、県が単独で実施する漁港施設の改良事業という記載なんですけれども、次年度、令和2年度に予定している工事の場所とかその内容について伺います。

○服部漁港振興課長 河合委員にお答えします。

こちらの県営漁港整備事業負担金は、県が実施します焼津漁港の整備事業で、国庫補

助の入らない主には修繕や細かな改修工事の事業費に対する負担金となります。市の負担率は説明欄にも書いてありますように事業費の3分の1となっております。

事業説明欄にあります空気式防音材の設置についてであります。これは、漁船を岸壁に係留したときに船と岸壁がこすれたり当たったりして船体や岸壁の構造物が損傷してしまうのを防ぐために漁船と岸壁の間に設置する大きな浮袋といいますか、クッション材といいますか、そのようなもので、新港の新屋西岸壁というところに整備予定であります。

次の照明灯の設置についてでありますけれども、こちらのほうは夜間や早朝、船員の皆様が船に乗り降りする際であるとか出漁準備などの際の安全確保のために設置する照明灯でして、小川の外港、小川港の汐入西岸壁というところに整備予定であります。

そのほか、大型船が岸壁に接岸した際に給水することがあるんですけれども、そのために新港の城之腰西岸壁というところに給水施設の設置を予定しております。

そのほか、焼津の内港、ツナコープの前のところですが、出漁準備のためにあそこを使用しておりますけれども、その焼津内港第一船渠の岸壁背後地、今まで舗装がされていなかったり舗装が取れていたりしてしまっていたんですけれども、その岸壁背後地を舗装するということが予定されています。

以上です。

○河合委員 国の補助がつかないような、そういう細やかな安全に関係するような修繕とか改修というのはとてもありがたいことだなというふうに思いますけれども、そういった修繕場所というのはどうやって県のほうは把握しているのでしょうか。

○服部漁港振興課長 そういったところの修繕箇所の把握なんですけれども、年に1回、漁港管理者であります静岡県の焼津漁港管理事務所、それから、焼津漁協、小川漁協、そして、市のほうも参加しまして意見交換会というものを開催させていただいております。その際、焼津漁協や小川漁協さんから、今どこのところが壊れているよとか、こんなところが使い勝手が悪いといったような情報をお聞きしているところでございます。

また、随時焼津漁協や小川漁協、それから我々県の管理事務所、風通しよくやっておりますので、何かあれば常に情報共有を図っていくような形でこのような場所を把握しております。

そのほか、管理事務所のほうが漁港内のパトロールというものをやっております。それから、市のほうでも気がついたところは管理事務所のほうに意見を申しております。そういったことを管理事務所のほうが総合的に判断しまして、優先度の高いものから修繕や改修の計画といいますか、次年度の予定を立てているところでございます。

以上です。

○河合委員 当然のことながら、漁港というのはやっぱり漁業を行うための港なわけで、焼津漁港というのは基幹産業の水産業にとって大事なところであるわけで、ぜひ今後も漁業者からの意見や要望を伺っていただいて、よりよい漁港となるように整備を進めていただけるように、当局の皆さんの後押しもやっぱり大事だと思いますので、県への要望を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 次に、6番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 6款2項4目、地域資源活用費の7事業全てについてお伺いします。

総額で1億円弱になりますけれども、こちらの目の関係では、毎年ほぼ同内容の予算が出されております。目的と目標というものがあると思うんですが、どうもそれが達成されているのではないかなと、そんな意味から根本的な改善策等を検討なさっているかどうか、お尋ねします。

○服部漁港振興課長 杉崎委員にお答えします。

こちらの6款2項4目地域資源活用費、毎年同じような対応ではないかということのまず御指摘ありましたけれども、こちらの予算につきましては、現在、新港の鯛ヶ島地区にあります南のほうからうみえーる焼津、それから、アクアス焼津、深層水の脱塩施設、それから深層水ミュージアムと、これらの施設がありますので、まず、来年度の予算につきましては、それらの維持、管理、運営のための予算が主となっております。

そのため、予算内容に大きな変化はございませんけれども、利用者や関係者の皆様の御意見等を基に施設の修繕箇所や備品購入等を毎年検討しまして、今現在は利用者の皆様に気持ちよく不便なくお使いいただけるように適切な維持管理にまずは努めているところでございます。

そういった中で、貴重な地域資源であります駿河湾深層水、今これらの施設で使っておりますので、今後も持続的に利活用していきたいというふうには思っております。

それで、根本的なものが何かあるかということでしたけれども、今現在は、来年予算につきましては今ある施設を適切に維持管理して駿河湾深層水を継続的に使っていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○杉崎委員 それじゃ、取りあえず今現在では、根本的な解決策は検討はしているかもしれないけどないというふうに解釈させていただきます。

そうなりますと、私、少しずつ疑問が出てくるんですが、まず一番上の上段、深層水利用研究推進事業48万8,000円とあるんですが、利用研究推進という言葉で、事業の説明のほうを見ますと委託料とか、要は普及啓発、販路拡大、これが研究なのかな。普通に思ったら、この深層水の利用研究とあったら深層水そのものの研究をこの中で組んで、それで要するにそれを普及させていく活動に持っていくと思うんですが、この中身の48万8,000円だと今ここに書いてあるだけのことで、水そのものの研究は含まれないと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○服部漁港振興課長 杉崎委員にお答えいたします。

この水産利用研究推進事業費というところの利用研究というところなんですけれども、確かに今年度、もしくは来年度の予算内容につきましては、この事業説明欄にあるように深層水教室というものをやりまして、一般の方々であるとか児童・生徒に対して深層水の普及啓発を図っているということと、あと、商品のほう、深層水を使った関連商品の販路拡大をやっていくというのが今現在の事業内容となっておりまして、過去には、深層水を導入し始めた頃には利用研究ということで学会等の参加費もここに計上してあったんですけれども、今現在はこのような形で利用研究という具体的なものは行っていないような状況でございます。

以上です。

○杉崎委員 そういうときには流動的に文言を変えてきても構いませんよ。

それと、今の話、継続になるんですけど、そうしますと、その深層水で一体何をしたいんだ。当初は目的があったと思うんですが、今どうしたいんだというのは、私が言っちゃえば、先ほど話したように販路拡大、販路するためにはどういう利用の仕方があるのかということがあると思うんですが、今この予算の中で考えるものはどういうふうにしたいのかって答えられますか、深層水をどういうふうにしたいのか。

○服部漁港振興課長 杉崎委員にお答えします。

今深層水をどういうふうにしたいのかということでございますけれども、来年度の予算につきましては、繰り返しになりますけど、今ある施設の適切な維持管理をしていながら深層水を皆様に利用していただくと、より知っていただくということがまず今必要かと思っております。

また、深層水の利活用、新たな産業展開ということでございますけれども、こちらのほうも必要かなとは思っておりますけれども、その点につきましては県の水産技術研究所、そちらのほうも水産研究ということでこの深層水の利活用については研究されている項目もございますので、そちらのほうと連携しながら情報共有を図っていきたいとは思っております。

以上です。

○杉崎委員 ぜひそうしてください。要するに、海洋深層水で単純な端的にこういうふうにしたいんだというものを持つだけでも違うと思うんですよ。それだけじゃないんだけど、これをメインにするんだと、ぜひそういうふうにさせていただきたいと思います。

予算を活かすということなものですから、その下に全体的なアピールになると思うんですが、深層水ゾーン活性化事業費71万5,000円とあるんですが、具体的にはこれは何をしているのか、教えてください。

○服部漁港振興課長 杉崎委員にお答えします。

深層水ゾーン活性化事業費、こちらの件につきましては、来年度の予定ということになりますけれども、今、新港鰯ヶ島地区、先ほど言いました市の施設、それから、昨年度、水産技術研究所のほうにうみしるという展示施設がオープンしました。それから、少し遡りますけれども、ふいしゅーなの一部として大きな砂広場も県のほうに造っていただきまして運用していると。それから、フィッシングゾーンというところもたくさんお客様に来ていただいている。それから、もともとありますふいしゅーな、あちらのほうも親水広場ということで多くの皆様に来ていただいているということで、もともとの新港鰯ヶ島地区からここ最近展開が大きくなってきたかなとは思っております。そういったことを近隣の市町の皆様にPRしていこうと思っております。

それで、PRの方法としましては、当然ネットやSNSというものも活用は必要だと思うんですけど、今一度原始的といいますか、根本的であります基本に戻りまして、新聞折り込み、こちらからプッシュ的に、ネットだと割と引き出すという感じになると思うんですけど、こちらからプッシュ的に皆様の目に入れてもらおうと、そういったことを少し計画しております。

以上です。

○杉崎委員 周知を図るといえるのは当然、プッシュなものですから、そういうことはやっ

ていただければと。

これは私の考えなんですけれども、プラネタリウムのあるところ、ディスカバリー館、あそこは学校なんかにも勧誘活動をやっているんですけれども、県の水産技術研究所と深層水ミュージアムを兼ねたところでも小学生ぐらいなら十分理解できると思うものだから、そういう学校へのアピール活動なんかもやられたらいいかかと思えます。

そうすると、この予算の中で収まるぐらいのもので行けるかなというのものもあるものから、それは人が動かなきゃならないですが。

それでは、今度はその下のアクアスやいづ管理運営事業の関係なんですけど、これも指定管理料だけで動いているならいいんですけれども、施設費に関してはあくまでも市が負担するわけですよ。この前もタイルの関係で大分お金がかかるということがあったんですけど、今後は中の配管関係、水の関係、構造体そのものの関係、海の近くでもあるものですから、そうなってくると修繕費がかさんでくると思うんですよ。ここの在り方について、来年度予算という意味じゃなくて、今後の中でどういう見通しを立てているのかというのをお聞かせ願いますか。

○服部漁港振興課長 杉崎委員にお答えします。

今現在、アクアスについては、指定管理者が来年度3年目ということになっておりますので、指定管理期間は5年ということになります。その後のことにつきましては、今現在としましては、引き続きアクアスやいづ、健康増進施設として多くのお客様に利用されております。そういったことも含めて、今現在はアクアスやいづのほうは引き続き深層水を利用した健康増進施設として運営をしていくのかなと思っております。

以上です。

○杉崎委員 それでは修繕費がかさんでくるということもあるものですから、そういうことも考えて、市の投じる金額として見合うような何か方法をまた考えていただければありがたいと思います。

その下のうみえーる焼津の件なんですけど、上に食堂が2件、下にお店で、全部魚介でいらっしやいますよね。それぞれの経営状況って把握していらっしやいますか。

○服部漁港振興課長 うみえーるに入店しております4店舗の経営状況、毎年度、1年間の収支として状況は把握しております。

以上です。

○杉崎委員 ぜひ売上げを上げて大きな利益を上げていただいて、なるべく税収を稼げるようにしていただけたらいいなと思うんですが、今のままだと、私の目で見ると、これ以上大きくお客さんを増やすのは大変だと思います。これは環境の問題もあるものから、エリアとして捉えてそういうふうな方向に向かっていていただきたいと思えます。そうすると、この1,800万円がもっと活きる形になると思うんですよ。皆さんももちろん考えているでしょうけど、相手は商売をやっているものから余分な口出しはできないんですが、環境を整えるという面では行政、力添えできると思えますので、ぜひお願いしたいと思います。

ここから根本的なことを聞きたいんですけれども、総額で9,000万円から1億円近く、毎年このところにかかるわけですよ、上下はありますけれども。実際、地域資源活用費という項目なんです。資源の活用ということを考えますと、私なりに考えると、

資源を資本して、資本的収入は減るといふ収入の面。それと、資源をお金の面じゃないけれども、市民の幸せ、多少赤字になろうとも、その資源が市民にとってとてもいいことだよ、安心できることだよ、健康にいいことだよという、そういう含みを持った、そういうものを資源の有効活用というか、そういうふうにするわけですよ。ここはそういうふうには捉えているんでしょう。この予算をどういうふうには捉えているのか。お答えできたらお願いします。

- 服部漁港振興課長 地域資源活用費、この地域資源という言葉は、1つは深層水というのが出てくるかと思えます。それから、当時は深層水から始まったかもしれませんがけれども、今思うと、新港鰯ヶ島地区という場所のポテンシャルというのも地域資源かなとは思っております。

そういう中で、深層水や新港鰯ヶ島地区の考えにつきましては、大変重要なことだとは思っております。ただ、今現在、具体的な計画等はございませんけれども、今言ったように非常に重要なことであって、ポテンシャルも高い地域、また、深層水という特別な地域資源もございますので、あの地域について様々な可能性を考慮した中で検討していく必要があるのかなとは思っております。

以上です。

- 杉崎委員 今言っておられた場所のポテンシャルも1つの資源活用だと思うんですね。結局その場所のポテンシャルを何のために上げるかといったら、認知していただくため。地元の人がそこに寄る、それを聞いてもっと世間の人が寄ってくるという集客的な効果を果たすという。市民がそこに憩いができるということも安心とか1つの心のゆとりを持つということもあるものだから、この地域資源活用費という予算、この中で、あの場所で深層水、エリアを持っていますよ、深層水というものがある。これだけのものを全部活かして本当に有効に使えるようなものにしていただきたいと思っておりますので、今後もこの金額はもっと投資してもいいもんだから、新しいものでも何でもやっていっていただきたいと思っております。予算的に多い少ないというよりも有効に使えるということで、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

- 池谷委員長 それでは、最後の質疑になります。7番目の質疑に移ります。
- 松島委員 それでは伺います。歳出7款1項2目、説明資料は127、128ページです。ふるさと納税推進事業です。

予算額12億8,778万5,000円の前年に比べますと3億5,000万円強の減額となっております。焼津市の暮らしの行政の中では非常に重要なものであると、財源であるというふうにも考えております。説明資料によると、ふるさと納税、寄附金を推進することで焼津市を県内外に、全国にPRし、市内産業の振興につなげる事業であるということが書いてあります。今回の減額については幾つかの要因というのは想像できる場所があります。しかし、総務省の通達を厳守し、守り、事業を展開するということはこれからも必要であるというふうには思われます。

それではお聞きいたします。今回減額の予算措置が取られておりますので、その理由を伺います。

- 佐藤ふるさと納税課長 松島委員にお答えします。

7款1項2目ふるさと納税推進事業費の令和元年度の当初予算16億4,351万1,000円から令和2年度の当初予算の案ですけれども、12億8,778万5,000円の3億5,572万6,000円の減の理由だと思えるんですけれども、まず、予算額が減った理由ですけれども、令和元年度のふるさと寄附金の当初の歳入予算額が35億円でした。令和2年度の当初、こちらの歳入の額というのが27億円と減額であります。そのため、歳出であるふるさと納税推進事業費のうち、寄附をいただいた方へのお礼品にかかる経費、寄附者への通知など事務経費、こちらのほうが減額になったことによるものです。

なお、減額の内訳としましては、お礼品にかかる経費約3億2,120万円、寄附者への通知など事務経費ですけれども、こちらが約2,200万円、その他約1,200万円ということになっております。

予算額が、これは収入になるんですけれども、収入予算35億円から27億円に減額した理由、そちらのほうも御説明させていただきますけれども、平成31年4月に地方税法等の一部を改正する法律、改正され、6月よりふるさと納税が総務省により指定制度になりました。これは皆さん御存じだと思いますけれども、焼津市は4月に総務省の示された地場産品基準に合わせるために4月から5月にかけて返礼品の見直しを行いました。その見直しの結果が1つの要因だと思えるんですけれども、見直ししたのは、総務省の基準に合わせるために焼津市で人気のあったお礼品、蟹とかがありましたけれども、こちらのほうを取りやめたりしたことによって減額になってしまったんじゃないかということが考えられます。

以上です。

○松島委員 歳入のほうの減額の理由というのも、これはいろいろマスコミ等にも出ておりました大体理解しております。蟹がなくなったとかということもありました。ただ、その中で、ふるさと納税課の皆さんが昨年12月30日まで、夜遅くまであの部屋で集計事務をしていた、一生懸命やっていたということは十分分かるんですが、大事な収入が減額になったからこそ、この歳出のほうも減額になるということ、非常に残念だなというふうに思っています。一生懸命やっていたんですが、1つ考えていることは、寄附をしていただいた方がどう思っているのかなというところで、寄附者に寄り添った形というのが必要なのかなというふうに思っています。寄付してくれた人に返礼品は行くけれども、返礼品を送りっぱなしじゃなくて、寄附した人が焼津市のその後の反応を見てどういうふうに財源として使って、それが役に立っているよということとか、ありがとうねという手紙が来るとか、予想外の感動を与えないとなかなかリピーターになってくれないと思うんですよね。その辺がどうしても今焼津市に欠けているところなのかなと思いますし、総務省の通達の中にPRはできないという形、宣伝広告が非常に規制されているということ、そして、主力の商品が、品物が、お礼品が、蟹が使えなくなったということ、いろんなマイナス要因はありますけれども、焼津にはまだまだ宝物がありますし、その宝物の売り込み方法という形で、PRをしなくても口コミでも広がっていくようなあらゆる知恵を使って努力して汗を流してやっていただいと、最後は要望で意見として述べさせていただきますが、今後も続けていただくようお願いして終わらせていただきます。

○池谷委員長 それでは、以上で通告による質疑は終了いたしました。

この後、経済産業部のほうもボリュームがありますので、この後関連しての質疑に入るわけなんですけど、もし先に質疑した方の質疑とダブっているようでしたら省略をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

○深田委員 最初に水産物輸出衛生管理促進事業費が63万5,000円で、前年度より12万9,000円減額になっているんですけども、119ページの5段にあります新型コロナウイルスの関係で大変な状況ではないかなと思いますので、状況をお聞かせください。

○池谷委員長 深田委員、もしコロナウイルスのことにに関してでしたら当局に、ここじゃなくてまた別で聞いていただけると。お願いします。

○深田委員 ただ、予算に影響してくると思ったものですから聞きました。

じゃ、1つ聞きます。地域資源活用費の杉崎委員の質疑の中でいろいろ御意見と提案がありました。昨年、私たち、お母さんたちと小さいお子さんたちとこの辺りを見学しました。最初に県の水産試験場の展示室に入り、その後、深層水ミュージアムに行こうと思ったら、やはりぐるっと1周しなきゃならないので歩くところが大変だった。だけど、その上で、入る前に深層水脱塩水があるので、そこで職員の方が説明を急にしてくれたので、そこでも1つ勉強になったとか、その後、深層水で説明をいただいてお昼は2階でお弁当を食べたと。その後、ふいしゅーなで遊ぶ。こういうぐるっと遊べる、見学できるというところがこの地域の効果かなというか、皆さんが楽しみにしているコースかなとも思いました。

なので、やはりそこでクイズラリーができるとか、最後にポイントゲットができるとか、最後にアンテナショップに行ってお母さんたちがお買物をするとかというのはあると思うんですけども、また、クレジットがあるとかというのも必要だと思うし、歩いていくのに夏場は物すごく暑くて、歩道を歩いていくのが大変なので、その辺の何か検討が必要じゃないかなというのを思いました。そういう声があったものですから、またよろしくお願いします。そういう声があるかないか聞きます。

○服部漁港振興課長 深田委員にお答えします。

そういう声があったかどうか。まず、私たちのほうにもそういったお声を聞くことはございます。ただ、あそこの交差点にこの前信号を作りまして歩道もあるわけなんですけれども、あそこから歩道を作るのは、やっぱり信号がないとできないそうなので、どうしても今ある現状で歩道を通っていただくというのが手段となってしまいうんです。

以上です。

○杉崎委員 自分の質疑にもう一回聞くということも変なんですけれども、6款2項2目、さかなセンター活性化事業費の関係です。

私、今後どのようにしたいのかというところはざっくりのことをお聞きして、次の川島委員への質疑のお答えに対して期待したんですが、特に川島委員の②の質疑のところに、要は環境というか、旅行の形態が変化してきましたよ、今後もバスに力を入れるんですかというような質疑の中で、バスのことは答えてくれたんですけども、そうじゃない、旅行形態が変わった形に対しての対応とか、それに対しての対応策というのを、私、聞き漏らしたのかもしれないけど、お答えになっていないような気がしたのだから、そこについて対策がおりならお聞かせください。

○岡村水産振興課長 今の質疑ですけれども、バスがなかなか運行規制とかということで厳しくなったときもあったものですから、バスだけで求めていくというのはこの先難しいかと思います。そういった意味では、マイカーとかファミリー層とかということも来ていただくところの対策も必要かなというところで、そちらに来ていただくにはやはり、今、さかなセンター祭りとかいろいろなイベントをやっているんですけれども、そういったイベントをやることによってファミリー層、マイカーで来ていただくお客さんも呼び込むというところを少し手厚くやっというということで、誘客促進ということでそのほうも支援しているというところで考えております。

○杉崎委員 ありがとうございます。

ただ、センターの祭りというのは一過性のものであって、継続的な効果は薄いですよ。よく今盛んにSNSを使ってインスタ映えするものとか支払いスタイルの、要するにキャッシュレスのもの、これも全面的に出してしまうか、お金は要りませんよ、携帯だけでいいですよ、そういうのとか、あと、全店協力で配送するときには運送も1か所にしておいて、どの店で買ってもまとめて送ってくれますよ。今やっているんですが、個々の対応で、要するにうちは扱いませんよとは言わないんですが、なるべく自分のところでまとめたいものだから、結構しっかりしているところがあって、うちで買ったものは送るけれどもよそのはと言って断られる店もあるみたいなんですよ。ですので、そういうところの協力体制とか、個人的に充てるものにはそういうもの、バスで来ているお客さんとか朝寄のお客さん、大体買物をする方は帰りに寄ってくる方は持って帰るでしょう。そういうのもあるものですから、その辺も発言しているんでしょうけれども、そういう話の中でぜひ取り入れていただきたい、よろしくをお願いします。

○村松委員 先ほど深田委員がおっしゃいましたように、新港の活用というのは非常にいいのかなというふうに思っています。そのためには、先ほど深田委員が言いましたように、あそこの20号道路、暑くなると日よけがないものですから、そのために駅前からずっと新川橋を渡って浜通りへ導入して、あそこに浜の拠点をつくって、それから青峯さんまで行って4号陸間から入っていくという道を、これは部間協力をしてもらって早く実現したほうがいいかなと思っています。

その中で、先ほど県営漁港の整備事業の負担金のところがありました。ここでやっているよというふうに説明ありました。そこで1つ聞くんですけど、台風19号でふいしゅ一なが今痛めつけられたまま残っています。今度のコロナで子どもたちが親子でいっぱいいるんですよ、釣りをやって。そのためにも何とか早くやってもらいたいんですけど、このめどをお伺いします。

○服部漁港振興課長 村松委員へお答えします。

ふいしゅ一なの砂広場のところ、それから親水広場のほうも痛められたままだということで、私たちも非常に気にはしております。

管理者であります漁港監理事務所のほうにも話をして何とか早くしてくれとは言っているんですけれども、今、県のほうの話としましては、令和2年度、来年度手をつけるという、あれ、1つの台風の災害で、災害復旧という形で予算を取っているそうです。それで、その工事をできるだけ早く、夏休み前といいますか、そういうふうに早く終わってほしいよということのほうからも県のほうには言っているところでございま

す。

以上です。

○村松委員 分かりました。

ぜひ夏休み前に何とかふいしゅーなの池のところと砂場のところと一番ステージがあるところ、あそこはもう乱雑になっちゃって、あの中にまた入るんですよ、子どもたちが面白いから。何とか、危険がいっぱいですので、またその辺もお願いをします。我々会派のほうとしても県とか国のほうへ早急にやってもらいたいというようなことは細かく要望を続けているところですので、皆さんのお力を頂くようお願いをします。

以上です。

○池谷委員長 皆さん、本当に関連していますよね。

○松島委員 先ほど、さかなセンターの件に関しましては3人の方から質疑がありました。答弁を聞いておきますと、さかなセンターに対する焼津市の位置づけは一株主という形になると思います。ともすると事業主的な発想の中でお答えを頂いているようなんですが、そういったところではなく、冷静にさかなセンターの動きを把握していただくような御答弁をいただきたいというふうに思いました。

それで、毎年こういう形で活性化対策事業費というのが使われておりますが、さかなセンターに投資したものが焼津市にどのように貢献されているのかというのを測る尺度がバスの台数しかないんです。唯一でいえば大食堂の売上げ、この辺は焼津市として把握することはできると思います。さかなセンター全体でどれぐらいの経済効果があったかということは今のところ調べる尺度がないと思うんですが、何かそれに関して調査、確認等、さかなセンターの焼津市への経済効果というのを確認したことはございますか。

○岡村水産振興課長 松島委員の質疑にお答えします。

具体的には焼津市全体に対しての経済効果というのは調べた実績はありません。数字的に把握できるのが先ほど松島委員が言われたところの数字になってまいりますが、今後、それ以外のところで何か鋭意経済効果が測れるものはないか、今後研究してまいりたいと思います。

○松島委員 ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 次に、いいですか。簡潔にお願いします。

○河合委員 自分の質疑のときには広げてはいけないと思って黙っていたようと思いましたが、村松委員の話聞いてちょっと広げさせてもらった浜当目の海岸も台風19号の影響で非常に荒れたままで終わっていますので、ぜひ海開きの前に改修していただけるようお願いしていただきたい。自治会のほうからもお願いしているとは思いますが、よろしくお願いします。

○服部漁港振興課長 河合委員の御質疑にお答えします。

浜当目の海岸のほうも台風ですごい被害を受けたということは承知しております。県とも一緒に現場に行っておりますので、また県のほうにもいち早い復旧を要望していきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 じゃ、またもし細かいことがあれば、当局のほうへまたお話しください。

それでは、質疑を打ち切ります。

以上で、議第1号中、水産部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、水産部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、水産部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会水産部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。10時20分、再開します。

休憩（10：12～10：19）

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、経済産業部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑。

○増井委員 質疑のほうに入ります。5款1項1目、焼津にTURNリクルートサポート事業費の件でお伺いします。

事業説明の中で、就職を促す、あるいは、人材を確保するといった具体的内容として、マッチング支援事業の募集方法、内容や回数、人数はどの程度の規模を予定しているか、お伺いします。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御質疑にお答えします。

まず、募集方法についてであります。企業の募集につきましては、市内の商工団体と連携し、事業者の選定を図っていきたくと考えております。

また、学生の募集につきましては、今後、これ、委託事業で考えておりますので、また事業者が選定されましたら、その事業者と検討しながら、学生の募集方法については進めていきたいと思っております。

回数と参加者の規模であります。令和2年度におきましては、本事業につきまして1回を考えております。学生の参加者数予定としましては、20人程度を考えております。以上であります。

○増井委員 先ほど回数で1回ということでお伺いしましたけれども、この1回のやり方ですね。要は、募集の方法とも関連してきますけれども、要は、これをPRするには商工関係ほか、そういったものに呼びかけるといった形なんですけれども、商工関係といっても、大なり小なりいろんな規模の会社がございます。

そういった部分で、こういった団体に呼びかけ、あるいは中小企業、特に小企業の部分にも、こういったアプローチをかけていくのか、その辺の具体的なものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

企業、事業所の規模というものについては、現在そこまで具体的には考えておりませんが、基本的には、市内の中小企業を対象に考えておりますし、今後、人材の確保を喫緊の課題としている事業者を選定していきたいと考えております。

以上です。

○増井委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○深田委員 増井委員と同じ項目ですが、5款1項1目、焼津にTURNリクルートサポート事業費（地方創生）134万9,000円について伺います。

まず、134万9,000円の内訳。

2つ目に、担当課と事業主体はどこになるのか。

3、学生と企業の、これ、マーケティング、間違いました。マッチング支援事業はどのように行うのか、伺います。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御質疑にお答えします。

134万9,000円の内訳であります、こちらの予算上におきましては、委託料と考えております。

担当課としましては、私ども商業産業政策課のほうで事業を進めていきたいと考えております。

事業主体につきましては、今後、来年度におきまして、業者のほうの選定をさせていただきますので、委託業者となります。

学生とのマッチング支援事業はどのように行うのかということですが、この事業の内容であります、市内事業者の人材確保と学生の就職活動を支援することを目的に首都圏との学生を対象にした企業見学バスツアーを今回考えております。

学生には、社員が実際に働いている現場などを見学し、企業の雰囲気や社風を感じてもらおうようなことを考えております。また、企業の若手社員と学生の意見交流会なども催したいなということを考えておきまして、このような機会を通じてマッチングにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 最初の1番は委託料ということで、これが企業の商工団体、選定した商工団体ということですよ、委託先。違います。

委託業者、それとも、委託料はどこかの例えば商工会議所とかに委託を出して、そこが業者を選定するのか。その辺がちょっと分からない。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの再質疑にお答えします。

こちらの委託料につきましては、民間企業、例えばコンサルティングの会社とか、そういった企業の業者を考えております。

市内事業者の選定等につきましては、その委託事業の中で、今回の事業が何社程度の企業訪問の規模にするかというのが決まりましたら、私どもと市内の商工団体と今回の

この焼津にTURNリクルートサポート事業のほうで、この事業、この企業とこの企業を対象に事業を展開していこうという事業所の選定は、市内商工団体と連携し選定していきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 そうすると、コンサルティングの企業に委託をして、バスツアーとかをやっていたら。その行き先の市内企業は、商工団体と募集した中で決めるということですよ。

そうすると、コンサルティングの企業というのはどういうところ、もう具体的にあれですか、どういうふうに決めるんですか。入札とか、それとも、もう何か決まっているんですか。

○大石商業・産業政策課長 委託業者につきましては、まだ未定であります。

選定方法につきましても、今後、この予算のほうが決された後に、選定方法等も具体的には検討していきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 委託業者は決まっていなくても、どういう方法で委託業者を決めるんですか。この地方創生の事業なので、国からどこかの紹介とか、あるんじゃない。

○大石商業・産業政策課長 これ、国の地方創生のお金を使った事業であります、そういった企業のあつせんとか、そういった部分は全くありません。

基本的には、私どもが作った仕様書に基づきまして、見積り入札等の方法によって、具体的には業者選定をしていきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 それは全国、それとも焼津市内、県内。そういう業者に公募するということですよ、入札の見積りを。それは市内、市外か、関係なくということですか、公募するのは。

○大石商業・産業政策課長 業者選定の方法であります、まず、市内の事業者のほうを……。

○深田委員 コンサルティングだよ。コンサルティングの委託業者の選定はどうなの。

○大石商業・産業政策課長 まず、市内事業者を考えております、もし市内に該当するような事業者がなかった場合につきましては、県内等、広げて業者選定の方法を考えていかなければいけないかなと考えております。

以上です。

○深田委員 分かりました。

何となく市内事業者が、そういう方が、そういうところがあるのかなというふうにも今、感じますけれども。

それでは、そのバスツアー、場所は、学生のところは首都圏を検討しているということですが、首都圏だけではなくて関西のほうとか、主にそうですね、関西とか、あと九州とか、首都圏じゃないところからも焼津市に仕事に来てほしいという依頼はあると思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○大石商業・産業政策課長 確かに、この焼津市内の学生さんが全国の大学のほうに進学等をされているかとは思いますが、令和2年度のこの事業につきましては、基本的には

首都圏に進学した学生さんを対象に募集していきたいというふうに考えています。

以上です。

○深田委員 この地方創生事業で、前回まではU I ターン事業というのをやっていたと思うんですけど、その違いは、より具体的に企業訪問をバスツアーでやるということ、一步踏み込んでいると思うんですが、場所を首都圏だけに令和2年度は検討するという事なんですが、地方創生事業は3年ありますよね。そうすると、あと2年目とか3年目はまた別のところにしようとか、そういうのは、今後まだ検討の余地があるんでしょうか。

○大石商業・産業政策課長 こちらの事業につきましては、今後、令和2年度につきましては、回数も1回と首都圏というふうに考えておりますが、令和2年度に実施した結果等を踏まえまして、回数、対象の地域等につきましても、令和3年度、令和4年度というふうに事業を進めていくと思いますので、検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○深田委員 最後に、対象の学生さんを20人、バスで20人という募集をするということなんですが、目標として地方創生で20人の学生を焼津市内に首都圏から就職させる、ここが目標になっているのか、それとも、何百人かいる就職をするための目標はまた別にあるのか、ここでは20人というふうにしていいのか、どうなの。

○大石商業・産業政策課長 今回のこの20人、この1回の事業につきましては、あくまでも20人、とにかく定員20人を達成しましょうというのが、1つの目標ではありますが、この参加者20人から、さらに口コミ等で焼津の魅力というものが広がって行って、焼津に関心を持っていただけるような事業展開を図っていきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 何か学生が20人って、そこからもっと絞り込んで焼津に就職してもらいための施策を考えていくということなんですけど、もっと幅広く募集するんじゃないですか、焼津に就職してくださいというのは、首都圏からなので。

最初からバスツアーの20人を選定して、そこだけをぐっと絞り込んでいくというのは、どうなのかなと思っています。

○大石商業・産業政策課長 決して、この20人に私どもも絞り込んではいません。今回、回数も1回、バスも1台程度ということから考えると、物理的に20人というような具体的な数字にはなっておりますが、対象を20人だけと絞っておりません。

さらにこれが拡大、来年度以降回数も、担当としては増やしていきたいと考えておりますが、令和2年度につきましては、初めての事業でありますので、この1回、物理的にバスの許容人員からいくと20人ということで、事業は絞っているように見えますが、決してそれだけを、20人を対象にというふうには考えておりません。

○深田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、私からは、5款1項1目、シルバー事業費、高齢者労働能力活用等事業費で1,930万円につきまして、これ、説明資料を見ますと、シルバー人材センターへの補助に要する経費として、全国シルバー人材センター協会負担金、静岡県シルバー人材センター連合会負担金、焼津市シルバー人材センター補助金とあります。

この3番目の焼津市シルバー人材センター補助金というのが一番金額としては多いと思うんですけども、この焼津のシルバー人材センターへの補助金をこのように出しているわけなので、決算等その確認の有無をされているのか、あと、シルバー人材センターへの登録者数の傾向など、把握していれば教えてください。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

決算等の会計上の確認という部分であります、毎年、補助金の実績報告に伴う審査につきましては実施しております。

続きまして、会員者数の傾向であります、平成24年当時は、会員数1,000人を超えているような状況でありましたが、その後、年々減少傾向にあります。平成30年度の最終的な会員数ですけれども、881人。本年度、令和2年2月1日現在の会員数は、若干伸びまして927人というような状況であります。

以上です。

○秋山委員 それでは、この経費の3つ項目がありますけれども、具体的な数字をここで教えてください。

後ほどで結構です。

○池谷委員長 それじゃ、課長、後ほどでもいいという、何かあれば、いいですか。

○大石商業・産業政策課長 後ほど。

○池谷委員長 後ほどということ。

○秋山委員 補助金、いろんな種類のものがあると思うんですけども、そもそも補助金の性格といいますか、そのものとして活動事業団体、それ等が自立していくことをサポートするというような性格を当然持っていると思うんです。

それで、様々な決算の補助金の要綱に基づいて審査はしているということなんですけれども、これは今後もこの補助金は、そのまま継続というような判断で今回もこのように計上されていると思うんですけども、その辺の考えを教えてください。

○大石商業・産業政策課長 シルバー人材センターへの補助金の今後の継続ということでよろしいでしょうか。

今後におきましても、シルバー人材センターの運営支援ということで、補助金のほうは継続していきたいと考えております。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、先ほどの秋山委員の質疑した数字の件に関しては、また御報告を頂きたいと思っておりますので、お願いします。

それでは、4番目の質疑に移ります。

○藁科委員 私のほうからは、6款1項3目、産業生産基盤パワーアップ事業についてお聞きいたします。

高性能な機械を導入されまして、栽培体系の転換を担う事業として行われるということで説明を受けておるわけなんです、農業総合支援、強い農業、また担い手づくり総合支援事業等の事業があるわけなんです、それらの事業と併用運用はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○滝農政課長 お答えします。

産地生産基盤パワーアップ事業は、産地として収益力の向上を目指す農業法人を対象として、高性能の機械や施設の導入、高収益な作物や栽培体系への転換を図るための取組を支援する国の事業で、大規模な施設への補助となっております。

強い農業、担い手づくり総合支援事業は、担い手農業者の経営発展に必要な農業用機械の購入を補助する国の事業です。

また、これらの2つの国の補助を補完する形で、農業総合支援対策推進費において農業振興支援事業があり、担い手農業者が行う収量向上などに向けた先端技術の導入などへの補助を行っております。

なお、これらを併用しての運用は行っておりません。

以上です。

○藁科委員 この事業の投資効果を高めるためにこの事業をどのように周知を図っていくのか、対象農業者に対してどのような周知を図って事業効果を上げていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

○滝農政課長 お答えします。

これらの事業につきましては、国の事業でありまして、市の農業振興会とその農業組織等を通じまして、これらの事業についてPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○藁科委員 もう一点、現段階でこういう事業が、新規ではありますが、焼津市内、事業者のもくろみがあるのでしょうか。

その辺と、高性能の機械ということで漠然とした形での説明があるわけなんです、高性能の機械と、今皆さんが使っている機械と、どういうふうに判別されるのか。高性能の機械という定義を教えてください。

○滝農政課長 まず初めに、今回の事業を行う予定者ですけど、産地生産パワーアップ事業と強い農業のほうも予定している方がおりまして、今回予算に上げさせていただいております。

高性能の機械といいますので、まず産地パワーアップ事業につきましては、栽培施設でありますとか加工施設、そういった取組に対しての補助になっております。それで、強い農業のほうにつきましては、新しい田植機の購入等を予定しております。

以上です。

○藁科委員 その辺の機械の導入に当たりまして、またしっかりした安定の下に事業を推進していただければありがたいなと思いますし、また、農業者のもくろみもあるようですので、これからの焼津市の農政の中で、大いにそういう人たちがまた中心となって農政を高めていただけるように、当局のほうの御指導をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 私も同じように6款1項3目、産地生産基盤パワーアップ事業3億5,425万円についてお聞きます。

これ、県支出金として歳入に計上されております。10分の10のもので、特定財源という形になっていると思うんですが、今、私がここで取りあえず質疑させてもらう

んですけれども、担い手農業者への支援という書き方がしてあって、今説明のあった高性能な機械や施設の導入、また栽培体系の転換等だけの補助金なのかという質疑を1つ。

続けてなんですが、今、農科委員のほうにお答えになった中に、この事業費は、農業法人というか、ちょっと大規模的なところを対象としますというお答えがあったんですけれども、今事業説明のところを見ると担い手農業者ってあるものですから、そうなる個人の方は対象外なのかなという疑問もちょっと今感じました。

それと、もう一つ、その後、高性能というのはどこで判断するのかというのに対しては、施設、生産だけじゃなくて加工場を含んだそういう施設に関わるという答えがあったんですが、そうすると、高性能な機械というのは農業機械じゃないということなんだろうかね。

以上3点、お答えをお願いします。

○滝農政課長 お答えします。

産地生産基盤パワーアップ事業は、農業法人が収益力向上のために作成し、県が認定する産地パワーアップ計画に基づく取組に対し補助するもので、計画を審査する際には、生産や経営などの援護指導等も含まれております。

それから、担い手農業者というものは、農業法人も含まれております。個人の農業者で認定農業者に認定されている方もおりますし、農業法人として認定農業者に認定されている法人もあります。

それで、この産地パワーアップ事業につきましては、個人の担い手農業者というよりも、農業法人をメインとした事業となっております。

あと、高性能のくくりですけど、今回の産地パワーアップ計画につきましては、加工施設等を対象としておりまして、その加工施設の中の高性能な機械等が高性能な機械ということで判断をしております。

○杉崎委員 分かりました。

じゃ、農業法人で認定農業者であることというのが、まずこの第一条件へ入ってくるわけですね。要するに、個人の方とか、いわゆる農業法人化していない個人は駄目だよという解釈でいいですね。

それと、もう一つ、今、加工という話で機械があったんですが、要するに、農作機械、農業機械というものは対象外なんですか。そうすると、金額もばかにあれかなと思って、そこだけ確認させてください。

○滝農政課長 農業生産のための機械も対象であると考えおります。

この産地パワーアップ計画に基づいて導入をされる機械ということで、高性能な農作業用機械であるとか、加工用の機械であるとか、そういったものが対象となるというふうに考えております。

以上です。

○杉崎委員 加工までということ、その先へ行けば、農業を6次産業化させましょうということに協力、協力するじゃない、それを推進するためのこの事業なのかなという疑問もちょっと感じるんですけどね。決して、私は6次産業化することだけがいいとは思っていませんので。

それと、今、農業機械、またここにこだわっちゃって申し訳ないですが、というのは、

この金額からして、例えば稲作で考えますと、今、GPSをそろえた超大型の耕作機とか田植関係をするもの、メカに関するもの、起こすものって、全部1台で賄えちゃうような、そういうものができているわけですね、自動運転化している。

その辺のところは高性能というのかもしれないんですが、もちろんその農業機械は対象になるということによろしいでしょうか。

どうも加工と農業生産というのがよく分からない。両方とも使えるよということだったら、あえて超高性能というのか高性能というのか、その辺がよく分からないものだから、早い話、いい機械を買えば高性能という言葉を使っているのかもしれないけど、その辺は明確に市のほうでも持っていないと、幾ら対象者があるといっても、県から10分の10で来ている費用ですので、市の中で判断して、いや、これを使ったつきという済む問題じゃないと思うんですよ。

県の1つのラインがあって、高性能とはこういうものですよという定義がないのに、こういうふうの説明がこうあると、やっぱり我々としても迷いが生じるという意味で確認させていただきたいです。

○滝農政課長 高性能というその定義ですけど、実際のところ、どこの細かい機械まで何か一緒になるかというのは、申し訳ないですけど、今現在お答えできません。

ただ、この計画につきましては、市が認めるわけではなくて、県が認定する産地パワーアップ計画ということで、収益を10%以上向上させると。そういった取組に対しての事業でありますので、収益向上のために必要な機械であるとか施設、また、これは産地としての取組を進めていきたいということですので、それを確保する施設も含めてのちょっと大規模な、そういった事業になっております。

以上です。

○杉崎委員 これで最後にしますけれども、県が判断するからという問題じゃなくて、あくまでも、これ、市の予算として組んでいるものですから、その辺のところは、逆に分からないのだったら県に確認して、どういうことを言っているのかなというところまでは把握しておいてください。やっぱり主体はあくまでも焼津市の話ですのでね。よろしくをお願いします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○太田委員 前の2人の委員がかなり詳しくやっていますので、6款1項3目の産地生産基盤パワーアップ事業、同じ質疑になります。

詳しくお話を聞きますので、私はその合間を縫いまして、課長のおっしゃった意味で、農業法人で担い手農業者という言い方をしました。その後、杉崎委員のところ認定農業者という言い方をしたものですから、そうすると、担い手農業者といいますが認定されていない方もおいでになりますので、一般の農業者も対象になるのかなと思ったら、認定農業者が入ってきますと、認定農業者が限定されますので。

ただ、私が知りたいのは、この事業につきましては、もう既に手を挙げている業者、業者というか農家があるはずなだけけれども、何人手を挙げているようなことになっていきますか。あるいは、対象が何人かということを知りたいです。

よろしくをお願いします。

○滝農政課長 この事業の対象者は1経営体となっております。

以上です。

○太田委員 そうしますと、1経営体というと、もうその人は決まっているわけですので、かなりいろいろなもので、今、杉崎委員が言った高機能の機械とかというのは、もう絞られてきますので、当然県のほうが認定されれば、当然県の予算もついてくるよということだと思いますので、この経営体が決まっている中で市の予算をつけるという格好でよろしいですね。

○滝農政課長 今現在、その1つの経営体が来年度産地パワーアップ事業を行いたいと、そういう申出がありまして、それを来年度審査していくということであります。

以上です。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に、7番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私も同様の件だったんですけども、ほぼ了解しましたので。ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、次に、8番目の質疑に移ります。

○岡田委員 それでは、私のほうは、6款1項3目の担い手育成総合対策事業についてお聞きしたいと思います。

農業の担い手を総合的に育成するというような項目の中に、焼津における将来の農業の担い手を云々ということで、説明資料の中には、それぞれの補助対象、補助事業、ございます。補助率等も書いてございますが、この農業の担い手を総合的に育成するというのは、どんなイメージなのか。

この1,742万5,000円で具体的な事業をそれぞれどのような形でやっていくのか、教えていただきたいと思います。

○滝農政課長 お答えします。

担い手育成総合対策事業では、主に焼津農業支援センターの運営の委託や農業次世代人材投資資金、新規就農者サポート事業補助金の交付を行っております。

焼津農業支援センターでは、所有者が耕作できなくなった農地を地域の担い手農業者や新規就農者に集積をすることで、規模拡大による経営の安定や所得の向上、耕作放棄地の発生防止などを図っております。

また、就農初期で経営が不安定な認定新規就農者に対し、国の事業である農業次世代人材投資資金の貸金や市単独の新規就農者サポート事業補助金の交付を行い、円滑な就農と農業経営の確立を支援するものであります。

以上です。

○岡田委員 今、そういうお話なんですけれども、具体的に、新規就農者は何が欲しいからこの事業で補助金をお願いするというような形。いわゆる具体的に、どのような行動をすれば頂けるのか、その辺の説明をしていただけますか。

○滝農政課長 新規就農者におかれましては、まず、認定の新規就農者へ応募していただきまして、5年間のどういった農業をしたいのか、それで、どういう所得を目指すのかという計画を策定していただきまして、その計画に基づいて行われる営農に対して、このような補助をするものであります。

以上です。

○岡田委員 そうしますと、さっき言ったいわゆる支援センターで、耕作放棄地であるとか、そういった農業の荒れた場所であるとか、後継者のいないような場所、こういったものを、新規営農者が、それをお借りしたいがために、あるいは購入したいがために、それぞれの利用をお願いするというような形の使い方というのもできるということですか。

○滝農政課長 お答えします。

農地の購入につきましては、この補助事業は該当をしておりません。

農地をいきなり購入するのではなくて、まず借りる費用等をこういった補助金で、これは市の単独の新規就農者サポート事業のほうになりますけど、農地を借りるのであるとか、農業者が焼津に来てやるものですからアパートを借りるとか、そういった補助がこの市の単独になりまして、それで、国のほうの事業につきましては、農業経営をするに当たって、収入が少ないものですから、そこを補うといったことを考えております。

以上です。

○岡田委員 分かりました。

そういうような形で、さっき様々な補助制度、ありますけれども、我々が質疑するまでもなく、県の政策とか国の施策、これにつきましては毎年いろんなものが出てきます。それを事前に予算化する中で、やはり今までいろんな質疑をしている中で感じている点なんですけれども、職員の方がぜひその制度を完全に理解して、そして、どういう形ならば補助金が対象になるとか、それから、どういうものに出るんだということをきちっと説明ができるような状況にしておいていただきたいなと思います。

以上、意見です。

○池谷委員長 それでは、9番目の質疑に移ります。

○川島委員 私も今の岡田委員と同じ担い手育成総合対策事業についてでございます。

内容的には、今、御説明をいただきました。

今年度1,868万8,000円、新年度が1,742万5,000円という予算立てになっておりますけれども、今年度と、それから新年度は、何名ぐらいの補助対象、今年度はだったのか、新年度は何人ぐらいを想定していらっしゃるのか、伺います。

○滝農政課長 お答えします。

農業次世代人材投資資金につきましては、10名を予定しております。それから、新規就農サポートにつきましても10名を想定しております。ただ、実際に応募される方は、これより少ないと思われれます。

以上です。

○川島委員 今年の実績はどうですか、今年度。

○滝農政課長 今年につきましては、農業次世代人材投資資金は6名です。新規就農サポート事業につきましては3名です。

以上です。

○川島委員 私の知り合いの農家の方とお話をさせてもらっていても、やっぱり厳しい現実の中で、自分の家の後継者に農業を後継させるかどうかという話題になりますと、親としてはさせたくないというか、そういう返事が返ってくるぐらいで、なかなか親子間

の気持ちの上でも、そういうちょっと悲観的な傾向も感じられます。

ぜひ、今後、やはり焼津の農業というのも非常に大事な資源になりますので、様々な形で支援が行き渡るような形を考えていただきながら、強いバックアップをお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 次に、10番目の質疑に移ります。

○増井委員 私からは、6款1項3目、強い農業担い手づくり総合支援事業費の件でお伺いします。

これは、認定農業者が融資、融資を受けてというふうにあります。また、条件として、地域担い手育成支援タイプと説明にうたってあります。

この育成タイプの条件や、仕組み、もろもろ説明、いろいろ含めて内容について詳細を教えてください。

○滝農政課長 お答えします。

強い農業担い手づくり総合支援事業は、国の経営体育成支援事業が令和2年度より新しくなったもので、3つのタイプがございます。

地域担い手育成支援タイプは、認定農業者や認定新規就農者が農業経営を発展させるために必要な農業用機械や施設の導入に対し補助するもので、上限額は300万円となっております。補助率は10分の3以内であります。

それから、先進的農業経営確立タイプというのがございまして、こちらにつきましては、上限額が1,000万円、法人につきましては1,500万円で、経営の高度化の取組に必要な農業用機械や施設の導入を対象としており、補助率は10分の3以内です。

それから、もう一つ、産地基幹施設等支援タイプというのがございまして、こちらにつきましては、上限額が20億円で、育苗施設や生産技術の高度化施設の整備を対象としておりまして、補助率は2分の1以内となっております。

補助を受けようとする農業経営体の規模や導入する機械、施設の規模などによって、受けられる支援のタイプが異なっております。

以上です。

○増井委員 指導のほうは、地域担い手支援タイプといったところに焦点が合ったんですけども、これはちょっと理解できない部分があって、パワーアップ事業と何か非常に内容がリンクしちゃっている部分があるような気がするんですけども、この2つの事業と他の事業、決定的な違いって、境目って一体何でしょうか。

○滝農政課長 一番最後に言いました産地基幹施設等支援タイプというのは、先ほどの産地パワーアップ事業と同じような内容にはなっております。若干そのどのタイプを受けるのか、農業者が希望するものによって異なっております。

だから、強い農業支援づくり総合支援事業につきましては、担い手農業者が田植機であるとか、コンバインであるとか、そういうような、上限額も300万円となっております。そういうような機械を導入するといったものになります。

それから、もっと大規模に農業をやられている方につきましては、この先進的農業経営確立タイプというのが使えるようになりまして、こちらになりますと上限額がさらに多くなっていくというものであります。

以上です。

○増井委員 もう一つ、先ほど質疑したパワーアップ事業との線引きの部分、決定的な線引き、ここここが同じ担い手の支援として違うんだよというところがちょっと分からないので、簡単に結構です、お伺いできればと思います。

○滝農政課長 農業者、個人で完結するようなものにつきましては、こちらの農業担い手づくり総合支援が該当すると。それと、1人ではなくて企業であるとかグループであるとか、もっと大規模に行うものが産地パワーアップ事業というふうに考えております。

以上です。

○増井委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、次に、11番目の質疑に移ります。

○太田委員 私は、6款1項3目、今、増井委員がおっしゃったのをちょっと補足するような形で。

認定農業者等が融資を受けてということで、等が入っていますので、担い手農業者も対象になるということによろしいですね。

○滝農政課長 担い手農業者も対象になります。

ただ、担い手農業者の定義につきましては、認定農業者と認定新規就農者と、認定農業者の認定はやめられましたけど、それなりの規模で農業を行っている方を担い手農家と位置づけております。

以上です。

○太田委員 これは対象、何人ぐらいを対象に考えての予算ですか。

○滝農政課長 令和2年度につきましては、2名の支援を考えております。

以上です。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、12番目の質疑です。

○深田委員 6款1項3目、環境保全型農業直接支援事業109万7,000円について伺います。

1、事業費は59万3,000円の減額ですが、環境保全型取得農業者グループの数を教えてください。

2、消費者へのアピール、啓発はどうか。

3、環境保全型と有機農業の状況はどうか。

以上、伺います。

○滝農政課長 お答えします。

環境保全型農業の取組を行っている農業者グループは、2団体であります。

消費者への啓発についてですが、エコファーマー制度や、安全で安心な農作物について、消費生活展でのPRやホームページで掲載するなど、消費者の理解が深まるよう情報発信に努めているところであります。

それから、次に、環境保全型農業と有機農業の状況についてであります。令和元年度の市内の実施状況につきましては、環境保全型が11.83ヘクタール、有機農業につきましては1.88ヘクタールとなっております。

以上です。

○深田委員 環境保全型取組農業者グループは2団体ということで、このグループを増や

す取組というのは、市として考えていますでしょうか。

○滝農政課長 環境保全型農業には、取組グループはぜひ増やしていきたいと考えているところであります。様々な農業者グループの会合等におきましては、こういった活動についてPRをしているところであります。

以上です。

○深田委員 この間もPRされていると思うんですけど、反応はどうですか。

○滝農政課長 実際のところ、環境保全型農業という区を見ましても、製品のほうにその分の価格の上乗せというには、まだ難しい状況でありまして、なかなか取り組んでいただけの農家さんが少ない状況であります。

以上です。

○深田委員 担当課として、どうすれば増えると思いますか。価格の上乗せの所得補償ということが求められているのかどうか。

○滝農政課長 所得補償というのは考えておりません。

ただ、消費者に対して、環境保全型農業で作った農作物が安心して安全なものだよというのをPRして、なるべく多少高くてもそちらのほうが付加価値が高いので買っていただきたいというのを消費生活展のほうとかを通してPRしているところであります。

以上です。

○深田委員 PRの仕方が、消費生活展は分かりますけれども、普通のスーパーとか、JAのお店とか、そういうところでも積極的にやっておりますか。

○滝農政課長 現在のところは、まだそこまではできていない状況でありますので、今後、それらのことについても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○深田委員 ぜひお願いします。

最後に、環境保全型と有機農業の状況はまだまだかなり少ないということで、世界的に、今、家族農業の10年で、杉崎委員も代表質問でおっしゃっていましたが、私も1年前の代表質問で取り上げさせてもらいましたけれども、本当にこの問題が、この取組が焼津市として真剣に取り組んでいかなければ、環境保全型と有機農業をやっていただけの農家の方が増えないと思うんですよね。

実際に、消費者への宣伝というのは、もっともっとやっていかなければ、子どもの健康の安全な食料のためにやっていかなければいけないこともありますし、やはり所得を安定して得られるような農家経営にしていかなければいけないと思います。

それと、もう一つ、種苗法の廃止による影響というのは、焼津市ではないですか。

○滝農政課長 種苗法につきましては、現在、静岡県のほうで今までと変わらぬ取組をしていただいておりますので、現在は問題ないと考えております。

以上です。

○深田委員 分かりました。

今後の課題となってくると思いますけれども、それで、もう一つ、先ほど言いました家族農業の10年という位置づけを焼津市の農政課としてはされておりますか、取組の何かとか。

○滝農政課長 家族農業の10年というものについては、今のところまだ取組をしておりま

せん。

以上です。

- 深田委員 やはり環境保全型から有機農業の農業形態にどんどんよくしていただくには、その国連の示している家族農業の10年というものの位置づけをやはり市でもぜひ位置づけていただきたいなというふうに思いました。

以上です。終わります。

- 池谷委員長 それでは、次に、13番の質疑に移ります。

- 青島委員 6款1項3目、ジャンボタニシ食害防止助成費の件であります。

質疑の要旨としては、補助金の成果として、どのように報告を受けているか、薬剤はどのくらい使用されているかの質疑ですけれども、そもそも利用者に補助金があることは知らされていますか。

次に、効果の報告はありますか。

次に、大井川農業協同組合が補助対象となっています。補助率としては定額になっていますけれども、焼津市としての利用状況は分かりますか。

現在、特殊外来生物に指定されているこのジャンボタニシの発生状況、この発生面積は把握されていますか。

以上、お願いします。

- 滝農政課長 まず、まずジャンボタニシにつきましては、もう市内全域に生息をしております、薬剤を散布することによりましてジャンボタニシの食害が抑えられると考えております。

今年度の薬剤の散布面積につきましては、720ヘクタールであります。

それから、薬剤の使用量は、9,808キログラムとなっております。

それから、利用者へのPRにつきましては、これは農協等を通じまして、部農会組織を通じまして、毎年行っております。

ただ、発生面積につきましては、個々の発生まではカウントできないものですから、全体の営農計画書によります令和1年度は、866ヘクタールが作付面積となっております、そのうち720ヘクタールを薬剤散布しておりますので、その差の部分が発生面積になるのかなと考えております。

以上です。

- 青島委員 効果の報告という、お出ししたんですけれども、それと、焼津市の面積のことも言ってくれて、720ヘクタール、9,808キログラムでお答えいただいたわけですが、これも、これ、JA、大井川農業協同組合に補助定額でやっている。

としますと、最初に私が言いました利用者に補助金があることは、ちゃんと知らされているかということについては、焼津市としてじゃなくて、もうJAさん、大井川農業協同組合のほうに委ねちゃってあるという考え方でいいですか。

ちょっと納得しましたけれども、効果の報告というのは、減っているとか、これはなかなか抑えている、抑え切れないとか、そういった感じのところは、どのように受け止めていますでしょうか。

- 滝農政課長 まず、効果の報告につきましてはですけど、薬剤を散布した圃場につきましては、ジャンボタニシの被害が抑えられていると聞いております。薬剤を散布していな

い圃場でジャンボタニシの被害が発生して稲の生育に支障を来しているという報告も聞いておりますので、まず薬剤を散布すれば、ジャンボタニシの発生が抑えられるというのが効果だと考えております。

次、この補助金につきましては、農協と市の補助金を農業者の農協からの購入実績を農協で取りまとめさせていただいて、その後、その購入量に応じて、各農業者に補助金を配分しているものであります。

したがって、農協のほうでPRであるとか、農家の方へのPRにつきましては、お任せをしているという状況であります。

以上です。

○青島委員 今のお話ですと、薬剤の売ったその量に対して、買ってくれた人に対して、後で買った人にこの補助の分がいいよという感覚でいいですか。

としますと、前にそういうところに出くわしたことがあって、売手の人も、購入に来た人がちょうど買っていたんですね。そうしたら、売手の人も全くそのことを知らなくてやっている状況でいたんですよ。

だもので、私もちょろちょろして、これ、補助金が出ておるのを御存じですかと両方に聞いたんです。全く知らないというような状況で、どうして把握しているんでしょうかね。

○滝農政課長 そういった事例があるというのは、私どもでも把握をしておりませんでしたので、これから農協のほうに対しても、販売をする際に、こういう補助金、補助がありますよというのをちゃんと説明をするように指導したいと思います。

以上です。

○青島委員 今の件については、私、前、委員会のほうで発言したことがあります。ただ、それ対応してくれなかったというだけのことであります。

それで、今、まいた薬剤を施したところに抑えられると。それで、今、盛んに言われている遊休農地みたいなやつが出てきたり、放棄地とかで、近いのもあったりする。

そういった中で、非常に出ている、増えているというか、そういうところがある。一部には、相当なジャンボタニシを持って行って、自分のところの常に耕作してないところへまいて草を取らせるというようなこともあるものですから、そこら辺も含めて、80万円って同じですけども、定額でいっていますから、活けるように活けるように、また考えてください。

以上。

○池谷委員長 続きまして、14番目の質疑に移ります。

○青島委員 6款1項3目、レンゲ等の種子購入費の対象面積は。

農地有効利用を図るための補助金の農地集積に対する奨励金など、この4つの事業がありますけれども、予算措置の対象面積を教えてください。

○滝農政課長 お答えします。

農地有効利用推進事業費の対象面積は、レンゲ種子配布の対象面積は70ヘクタールです。農地集積は7.5ヘクタール、それから、畦畔除去につきましては1ヘクタール、荒廃農地の利活用は0.5ヘクタールとなっております。それから、中間管理機構への集積は9ヘクタールとなっております。

以上です。

○青島委員 レンゲ等の種子の購入費に対するやつですけれども、これらに対しても実際には無機化している農地をレンゲ、季節感を感じさせながらというような形の中で、ぜひとも皆さんにもっと使っていただくというような状況も普及させていただくということもいいのかと私自身は思っています。お願いします。意見です。

○池谷委員長 それでは、次の15番目の質疑に移ります。

○杉崎委員 私は、6款1項3目、高草山交流の里づくり推進事業20万4,000円についてお聞きします。

ここに、概要説明のほうに入っていますけれども、説明のほうへ入っている利活用の検討委員会は何年も継続しているわけですよね、今まで。その結果と効果はどうなのか、お聞きします。

○滝農政課長 お答えします。

高草山交流の里づくり推進事業は、平成28年度に東益津第15自治会や商業者、県、市で、耕作放棄地解消のモデル事業として林地化に向けた保全管理を開始し、現在ツツジや紅葉の植栽を行っているところであります。

効果につきましては、現在検証中でありまして、まだ確認ができるというところまでは至っておりません。

以上です。

○杉崎委員 段階的には、平成28年からという話がありましたけど、それ以前から、もうこれに似たような話がされていると思うんですよ。

時期的に見ますと、もうその年数からいくと、そろそろこの段階じゃなくて、実際に今、昨年その前の、昨年というか今年も昨年も、今言ったようなことをやってくれているんですが、山全体の全体構想、要するに焼津市としてはどのようにしたいのかというところ、それが明確になってくると、要は、それじゃ、どこから手をつけたらいいでしょう。何をしたらいいでしょう。要するに目標の細分化ですよ。

それを目標の細分化されてくると、今は何をなすべきか、直近の目標が出てきますよね。そうすると、極端なことを言えば、今日、目標は何だ、今日は何をしたらいいだろうというのが出てくると思います。

そこまでを考えた上で、焼津市がこの高草山というか高草山全域というのを、これをどうしたいのかという構想があったらお聞かせください。

○滝農政課長 昨年度、地権者の皆様から利活用についての再度意向調査を実施いたしました。それで、今現在、高草山周辺の農地の現状把握を詳細に今行っているところであります。

そちらの現状把握も含めて、そちらの状況を確認しながら、まだ、申し訳ありませんけど、これからの構想というのはまだ正確に定まっておりませんので、そちらの計画をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○杉崎委員 本当まこと失礼なんですけど、毎年そう、私、交流に関する質疑をしたとき、同じような御回答なんですよ。

難しい問題なんですね。あそこに所有者が、単純に見ると、地図法典でいくと900区

画あります。現在の所有者がその900区画、900人はいなくて四百何人ぐらいになっていると思うんですが、実在する方が何人いるか。恐らく半分ぐらい。

だから、中身を変えていかなきゃならないんですが、そうすると、その人たちの意見集約とか地権者とか15自治会とか、以前に私も入れてもらって議員まで入っていったんですが、今は自分から辞退させてもらって、市もそれを納得してくれたんですが。

要は、焼津市として、この山をこういうふうにしたいんですよ、こういうふうなデザインをしたいんですよ。詳細じゃないですよ、詳細じゃない。こういう位置づけにしたいんですよというものを地元に向けてあげないと、地権者だけの中の意見ではとてもまとまらないと思います。

ですので、そういう案があると、地権者がそれはおかしいだろうとか、それいいねとかという意見が出てくるんですよ。

以前に、私、参加したときびっくりしたのが、ダリアを植えてやるとか、桃を植えるとか、要は、いいんだけども、この地にあるもの植えていくならいいんだけど、そうじゃないものを発言してくる人がいるわけですね。

それは本当にいいのかなというのを疑っていったときに、なぜそういう意見が出たか、市がデザインを出していないから、そういう結論になりました。

この金額20万4,000円という、市の総予算の中から比べたら僅かな金額なんですけど、どうせやるなら、もっとお金をどっさりかけちゃってもいいものだから、いいというか、妥当性があるなら。その中で、市としての構想を出していただきたいんですが、いかがですかね。

○滝農政課長 高草山の耕作放棄地につきましては、まず農地として再生できる場所につきましては、できるだけ農地として再生をしていきたいというふうに考えております。

ただ、どうしても急斜面でありますので、農地として再生が難しいところは、今、試験的に紅葉などを植栽した林地化、林にする。そういった取組を今行っているところで

基本的には、林地化もするということで今検討をしているところでありますので、これから、そのこのところをもうちょっと検証して、全体としてどういった、紅葉だけじゃなくてほかのものがいいというような意見もあると思いますので、全体としてどうしていくかをこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。本当にそういうことを表面に出してください。農業をやっている方もますます減ってきて、農業をやられている方も減反をし始める。減反というか、畑をちょっとやめ始めているという現象がありますので。

今、林地化という話がありました。これも全面に出していただいて、そうしますと、昨日の環境税、環境譲与税になっていくんですね。そういうのを有効に使えることになっていくと思いますので、それで期待しております。

以上、意見ですが、以上です。

○池谷委員長 それでは、次に、16番目の質疑です。

○河合委員 私からは、6款1項4目、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金についてお伺いします。

これは県の事業で、老朽化する施設を長寿命化しようということで、東部排水機場の維持管理のための施設更新の費用の一部費用を負担するということですが、現在、ポンプ1基を更新中というのはもう終わったのでしょうか、知り得てはいますけれども、古いものを更新するということであるならば、全部更新すべき事業かと思えますけれども、今後、今後といっても令和2年までの事業ということですので、令和2年度中に全部を順次、順次というか最後まで更新予定かどうか、お伺いします。

○滝農政課長 お答えします。

県営のストックマネジメント事業は、土地改良事業により整備された施設の更新を行う事業でありまして、東部排水機場につきましては、合計900ミリのポンプ4台のうち3台が土地改良事業により設置したものであります。

この県営事業により更新します、この県営事業により、この3台につきましては、令和2年度中に完了する予定であります。

残りの1台につきましては、民間の土地利用により整備されたものでありまして、これとは別に平成24年から平成27年にかけて再整備、オーバーホール等を実施し、現在完了しております。

以上です。

○河合委員 了解しました。

○池谷委員長 次に、17番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私からは、6款1項6目、森林環境整備基金費について、今後の活用の計画等を教えてください。

○滝農政課長 お答えします。

森林環境整備基金の活用計画についてですが、基金条例では、木材利用の促進及び普及啓発、森林整備等に要する費用に充てるとされております。

令和2年度につきましては、木材利用の促進及び啓発としまして、ターントクルこども館の木材遊具の整備に充当する予定であります。

それ以降につきましては、現在、どのように活用するか基金の目的に合わせる中で、現在検討をしているところであります。

以上です。

○秋山委員 先ほど木材、この森林環境整備基金に、その前の段階の譲与のことについてもいろんな議論が今回あったんですけれども、国のほうでも活用の事例をいろいろ紹介していますよね。その辺も、いろいろ参考にされてお願いしたいと思います。

ありがとうございます。了解です。

○池谷委員長 次に、18番目の質疑です。

○増井委員 7款1項2目、地域商業パワーアップ事業費の件でお伺いします。

これも助成事業でございますが、新規予算になると思います。この事業の対象の団体とはどういう団体で、対象団体数は幾つであるか、また、その支援内容についてはどのようなものか、お伺いします。

○大石商業・産業政策課長 お答えします。

本事業の対象団体につきましては、市内の商店街、商工会議所、商工会、NPO法人、社会福祉法人、そのほか県内を拠点として地域活動、あるいは地域貢献に取り組む団体

等が対象となっております。

市内にその団体が幾つあるかという部分ではありますが、申し訳ありません。そちらについては把握しておりません。

今回の支援内容につきましては、昭和通り発展会を予定しております。

事業内容で伺っている部分におきましては、商店街のペナント整備、常設アルミ複合板の整備をやるというふうに伺っております。こちらに対しまして補助支援をする予定となっております。

以上です。

○増井委員 今、昭和通りのお話が出ましたけれども、対象の団体が非常に幅広い、底辺が広いといったことがあって、ある程度こういった事業に乗っかっていきたいよといった希望はまだあるかと思えます。そういった部分の参加に対する受け答えといいますか、受け方は、もちろん事業費の予算があるものですから、大義があると思うんですけども、どういった形で承っていくのか、それをお伺いしたいと思います。

○大石商業・産業政策課長 こちらの事業につきましては、県の魅力ある買物環境づくり支援事業という補助支援事業を活用しております。

したがって、市内にこのような事業にエントリーしたいという部分につきましては、広報等を活用しまして募集を募っていきたくと考えております。

選定につきましては、こちら、県の選定となっておりますので、そのような流れになっております。

以上です。

○増井委員 選定は県のほうということでもありますけれども、こういった事業で、非常に積極的に活用しようという企業さん、あるいは商店さんは大歓迎だと思います。ぜひとも市のほうでも、当局としても、県に対して後押しをたくさんしていただければというふうに思います。意見です。

以上で終わります。

○池谷委員長 次に、19番目の質疑です。

○増井委員 7款1項2目、中心市街地活性化事業費に関してです。

事業説明は、昨年と同じ内容です。補助事業ということで、そういった文言になるのかなというふうに思っております。

ただ、ここで予算アップされております。その理由をお聞かせください。

○大石商業・産業政策課長 答えします。

令和2年度につきましては、本事業271万4,000円の増となっております。

こちらの増額の理由としましては、本会議の一般質問の答弁の中でもお答えしましたとおり、中心市街地内におきまして動きが大分活発化してきているということに伴いまして、私どものほうに空き店舗活用につきまして相談件数も増加しているというような状況を踏まえまして、令和2年度におきましては、こちらの改修費補助、家賃補助、そちらのほうを増額要求させていただいたところでもあります。

以上です。

○増井委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、20番目の質疑です。

○杉崎委員 7款1項2目、中心市街地にぎわい創出事業1,000万円についてお尋ねします。

中心市街地のにぎわい創出のためのイルミネーション事業費となっていますが、その目的が果たせているのでしょうか。

それと、同じ連携事業先のイルミに対して、焼津をどう評価しているか、お尋ねします。

○大石商業・産業政策課長 まず、1点目の御質疑であります。イルミネーション事業の目的は果たせているのかという部分であります。私どもとしましては、一定の成果、目標は果たせているものと考えております。

続きまして、連携事業先をどのように評価されているかという部分であります。本事業におきましては、焼津市、静岡市、島田市、藤枝市の4市の主要駅におきましてイルミネーション事業を実施しております。それぞれの市町の特色を活かした装飾を実施していったにぎわい創出を図っていくことというところであります。

評価につきましては、それぞれ評価を頂いているというふうに理解しております。また、他市のイルミネーション事業につきましても、立派だということで評価しているところがあります。

以上です。

○杉崎委員 果たせている、目標、低いですよ。私はそう思います。

隣の藤枝市、またその先の島田市、静岡、静岡はちょっと規模的な感じが広がり過ぎちゃっているもので、評価はいろいろ分かれますけれども。

要は、今、これで果たせていると思っているんじゃない、これ以上の進展はない、1,000万円も使って。

そこで質疑します。他市も同額予算を計上しているのか。

続けていきます。

イルミ業者の委託、今やっているわけですよ。これをやめて、この1,000万円を使う先が決まっています、今この予算を出す先も決まっているよというなら別ですけども、せっかく使う予算ですので、お話をちょっとします。

市民や市民団体、これに公募をかけまして、素人の作品展をやるわけですよ。それをコンテスト化して、その賞金とか、電気料とか、経費については、あまり物はたくさん買われちゃ困るものですから、その人たちに負担してもらうんですが、そして、表彰方式を取る。

そうしますと、話題性も高まります。公募の仕方によっては市民への関心も高めることができます。マスコミも食いつきやすいんですよ、そういうものには。

ですので、マスコミが取り上げてくれる宣伝効果もふさわしいということになってくるものですから、どうですかね、そういう考え。

今このことには答えられないにしても、今もうこの使途先が決まっているのか、それだけはせめてお答えください。

○大石商業・産業政策課長 お答えします。

ただいまの御質疑、2点ほどあったかと思えます。

まず、予算措置1,000万円につきまして、他市の状況であります。詳細等までは把

握しておりませんが、近隣市の状況を踏まえますと、この1,000万円プラス、地元の商店街、または地元の某ホテル等から協賛金を頂いてウン千万円というような事業展開しているというような状況は承知しております。

2点目のイルミネーション事業の装飾の委託先という部分の御提案の部分であります。現在、駅周辺と申しますか、駅の南口で実施しているわけですが、場所ということもありまして、安全面や作業的な部分も配慮しなければいけないということで、本年度につきましても、こちらの装飾作業につきましては、深夜、作業を実施しております。そういった部分で、なかなか一般の皆さんが入りづらいというような状況ではありません。

ただ、この事業展開する中で、お子さんの絵ということで、本年度につきましては、プロジェクションマッピングの中でお子さんの絵を出演させたり、そういった部分で市民参加と申しますか、お子さんの参加という部分で募っているような状況であります。

それ以外、令和2年度につきましては、今後、事業計画を立てていく中で、先ほどの委員の御提案のほう、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○池谷委員長 何か抜けているのがあれば受け付けますけど、いいですか。

○杉崎委員 もう決定しているのかどうかということに対して。

○大石商業・産業政策課長 委託先については、全く決まっております。

○杉崎委員 それでは、どういうふうなやり方をするかということも決まっていないんですか。

○大石商業・産業政策課長 選定方法についても、まだ決まっております。

○杉崎委員 選定方法の取り組んだやり方ではなくて。業者に頼んで、あそこをつくってもらう。今、話を聞いたら大体そういう話ですけれども、危険性もあるとか、深夜にやるということで。方式として、もっとほかの方式も考えないのかなという意味のことで。

○大石商業・産業政策課長 先ほど杉崎委員の御提案も参考にさせていただきながら、令和2年度、計画のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

この事業が始まったときに、2年単位で連携事業、同じ金額が県から下りてきて、行政、やってくださいよというので始まりましたよね、2年間の補助事業。

その一番当初のときに、私も盛んにこのデザインすることを話しに行ったんですが、全く取り上げていただけませんでした。これもしようがないんだろうけれども、今の危険性を考えると。

でも、今言ったこと、私が話をしたこと、これ、本当によそにやられると、またそっちが人気が出てくると思いますよ。

ですので、せっかくこのやはり1,000万円を有効に使って、にぎわいを創出したいなら、もう今のままのやり方では、私は駄目だと思います。どう考えても焼津市は、よその事業に見劣りがしています。

これ、中には焼津市が一番だよと思っている人がいるかもしれませんが、よそへ見に

行くと、先ほどあったような企業の名前がいっぱい書いてありますよね、下に。あれ、企業の。

焼津市も1回、7万円だか5万円でやりましたよね、お金を出していただいて。だけど、続かないでしょう。その続かない理由は、隣の藤枝へ行って聞いてもらいたいと思います。

島田市も今、焼津と似たような方針だから、あそこ今に、この場で言っているかどうか分からないから、委員会だから許してもらいますけどね。ちょっと大変なことになります。でも、聞きに行っていますよ。

だから、そういうよそから学ぶこともあるものですから、ぜひこれはお願いしたいと思います。意見です。

以上。

○池谷委員長 それでは、21番目の質疑に移ります。

○増井委員 7款1項2目、産業立地促進事業助成費。

これも昨年もありました補助金関係ですけれども、金額がうんと減っております。大きな3つの項目がありますけれども、それぞれ約半分近い状況で減額をされているという状況で予算のほうがかかっていると思います。

この減額された金額のほうか、実際に適正なのかどうなのか、この金額に至った根拠を聞きたいといった部分と、企業誘致推進事業費、この辺との絡みが実際あるのかどうなのか、この辺をお伺いします。

○大石商業・産業政策課長 お答えします。

本事業の産業立地促進事業費のほうにつきましてではありますが、この促進事業補助金であります。ちょっと特殊でありまして、操業、いわゆる民間さんの操業が開始された後に、実績に基づいて補助金を申請し交付するというような補助金の流れとなっております。

件数につきましては、令和元年度、当初予定8件に対しまして、令和2年度、7件を予定しております。

件数につきましては、決して減った、1件減っていますけれども、大きく減っているわけではございません。やはり民間さん、事業者様の事業規模によっても補助金の規模が変わってくるというような状況でありますので、令和2年度につきましては、大きな事業所の操業を開始する事業所がたまたま少ないということで、予算的には大きく減額している状況であります。もう既に令和3年度に向けての補助金の相談等も受けておりますので、企業誘致につきましては、順調に進んでいるというふうに担当としては認識しております。

以上です。

○増井委員 今、焼津市では、企業誘致が非常に順調に進んでいるという状況の中ではございますけれども、この減額そのものが、これがいろんな事業の部分で、企業個数、あるいは焼津に転入する、そういった部分で障害になるとは思ってはいないですけれども、ただあまりにも減額幅が大きいと。やはり過去はこうだったねといったことで、いろいろお話があるのかもしれませんが。金額がダイレクトで示されるといった部分については、やはり気をつけなくちゃいけないのかというふうな感想を持ちました。

意見で終わります。

○池谷委員長 次に、22番目の質疑に移ります。

○岡田委員 やはり同じく産業立地促進事業の関係でございますが、やはり今、増井委員の質疑に対してのお答えでほぼ分かりました、内容につきましては。

ただ、この7件、これは業種としてどんな業種があるのか、一通り教えていただけたらありがたいなと思います。

今後、今までの実績に比べてどのような状況になっていくのか、当局としてのお考えがあれば教えてください。

○大石商業・産業政策課長 令和2年度の7件の予定であります。まず運送業が2社、それと、機械器具製造業者が1社ですね。製造業が4社で、運送業が3社というような状況であります。

以上です。

○岡田委員 運送業が2社、機械が1社、製造が4社で合計7社じゃないですか。

○大石商業・産業政策課長 大変申し訳ないです。ちょっと老眼が進んでいるものですから。

運送業が2社です。それで、製造業が5社です。

以上です。

○岡田委員 製造業という区分になっちゃうとちょっとあれなんですけど、その製造業は、例えば水産加工業とか、どういったあれですか、どういうふうになっていますか。

○大石商業・産業政策課長 令和2年度につきましては、この製造業の5社のうち、基本的には、機械製造、プラスチックの形成的な製造というのが主な見通しであります。食品関係はございません。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に、23番目の質疑に移ります。

○安竹委員 7款1項2目、企業誘致推進事業、新規事業内容をお伺いいたします。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御質疑にお答えします。

企業誘致推進事業の事業内容でございますが、市内全域を対象に都市計画法などの既存の制度の中で企業立地が可能な遊休地等の事業用地の調査を実施いたします。

具体的には、市内全域を対象に都市計画法などの既存の制度の中で、企業立地が可能な遊休地等の事業用地の調査を実施するものであります。市街化調整区域内は、既に用途が指定され、区域が限定されていますので対象外とします。市街化調整区域も対象に考えております。

ただし、青地農地につきましては、基本的に農業振興地、農業優良地ということで、基本的には、その青地については対象外ということで調査を進めています。

また、この調査の中で、新たに開発が可能な用地という部分につきましては、今後の企業誘致の中で企業様のほうに御紹介するといったようなものであります。

この事業を進める中で、企業様からの企業誘致調査も行い、需要と供給の両面から今後の企業誘致についての基本的な計画を作成するものであります。

以上です。

○安竹委員 了解です。

○池谷委員長 次に、24番目の質疑です。

○杉田委員 今回の回答の中で、同じ質疑なんです、同じところなんですけれど、市街化調整区域への企業誘致の考え方というふうに説明があります。この考え方というのは、基本的に、もう一度、どのような考え方なのか教えてください。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの質疑にお答えします。

市街化調整区域、基本的には、青地農地という部分があります。その部分については、開発という部分はなかなか難しいかなというふうに考えておりますが、調整区域内に遊休養鰻池、または白地農地で開発可能な土地等もございますので、そういった部分で市内に一団の土地、開発が可能な土地がどこにどの程度あるかという部分を再度調査し、把握していきたいという考え方です。

以上です。

○杉田委員 今、先ほどの答弁がありましたけど、青地、優良農地、青地は含まないというふうに解釈しますが、その優良農地、青地が少しでも入っていれば、そこは対象としないということですか。

○大石商業・産業政策課長 まず、農地の青地という部分については、基本的には市街化調整区域内という部分はありますけれども、この地域は、青地とかというふうには区分けされていないかと思えます。ここの農地は青地であるのか、白地なのかというふうに区分けされているかと思えますので、そういった部分もひっくるめて今回調査をしていきたいなということで、基本的には、青地農地への企業誘致という部分は考えておりませんというところであります。

以上です。

○杉田委員 了解しました。必ずそこは守っていただきたいと思えます。

そして、今、この調整区域内でのまちづくりという、そういう観点ではないということによろしいですね。

○大石商業・産業政策課長 そういった考え方はございません。

以上です。

○杉田委員 今、大井川地域なんかにも、まだたくさんの、たくさんというか、かなり調整が進んでいるんですけど、遊休養鰻池がまだ幾つかあると思えます。それも対象に入っているということですか。

それで、今あるとしたら、先ほどあると言ったですね、そうしたら、その面積は、今大体どのぐらい残っていますかね。

○大石商業・産業政策課長 調整区域内の遊休養鰻池はどれぐらい面積があるかということではありますが、そちらのデータは、今回持ち合わせていないので。

○杉田委員 また教えてください。

○大石商業・産業政策課長 はい。

○杉田委員 また後で資料を出していただくようお願いいたします。

そして、今、市街化調整区域への企業誘致、こういうものというのは、具体的にはまだ何も計画は、計画というか、そういう提案だとか、そういうものも企業のほうからの提案だとか、そういうものもないということですか。

○大石商業・産業政策課長 現在そういったお話はございませんし、今後、企業誘致を進

めるに当たってどのように進めていくかという部分のデータを集めていくということがあります。

以上です。

○杉田委員 例えば、市街化調整区域内で、今コンビニなんかがところどころに建て、新たに建てたところはそういうふうになっているんですけど、そういう面積、企業というのはどのくらいの対象のものを想定しているのかちょっと分かりませんが、その対象面積についての基準というのがありますか。

○大石商業・産業政策課長 企業誘致を進めるに当たってとか、基準というものはございません。いわゆる企業様のオーダーに対して、市にどれだけ寄与できる土地があるかという部分でお応えできない規模のものもありますし、そういった基準というのはいりません。

以上です。

○杉田委員 そういう要求があった、そして、あそこところは青地でなくて遊休になっているから、そこを使おうとか、そういう話になったときに、その地権者だけが話合いというか対象になるのか、それとも、その地域全体を含めてちゃんと話をしていくのか。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

基本的には、今回の調査、どれぐらいの土地がどこにあるのかという部分を調査しますが、基本的には、そちらの土地につきまして、その所有者様は民間の土地であります。

市内にこういった場所にこれぐらいまとまった土地がありますよ、どんなものですかねというような、企業様には御紹介はさせていただきますが、基本、最終的には、そこは民民売買ということになりますので、私どもは不動産屋さんじゃありませんので、仲介に入ることはできませんので、そこは、民民の売買で話が進めるものだと思っていますし、売買が成立し、今後開発等が、話が進んだ場合は、当然地元様と事業説明等を踏まえて開発行為のほうに進んでいくものと考えております。

以上です。

○杉田委員 大体分かりましたけど、民間対民間なもので、民民だから紹介はするよ。農家の方とか、あるいは、そういう遊休養鰻池、地権者の方と話はつけるよ。でも、あとは民民の問題で、市は、あとは一切関知しないよという、そういうことでいいですか。

○大石商業・産業政策課長 基本的には、流れとしてはそんな感じになりますが、関知しないよというのはちょっと冷た過ぎますので、フォロー的な部分、当然地主様のお考えもありますし、企業様のお考えもあると思いますので、行政としてフォローできる部分については協力していきたいなと思っています。

以上です。

○杉田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、最後に、25番目の質疑です。

○秋山委員 私も同じく、この7款1項2目の企業誘致推進事業費の新規の今回500万円ということですので、今までいろいろお答えいただいているんですけども、これ、新規の背景、それから、こういった調査が基ということなんですけれども、それでデータを作るという、その委託先はどのように、それから策定のスケジュール、その辺を教え

てください。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御質疑の中に3点程あったかと思えます。

まず、1点目ですけれども、今回の事業に至った背景という部分であります。企業誘致につきまして、平成27年度から令和元年度までの5年間におきまして、おかげさまで企業誘致のほうも28件というような状況であります。

そうしたことから、市内に企業を誘致する用地が大分、まとまった、いわゆるまとまって開発が可能な土地が大分少なくなってきたと、私ども、理解しているところから、今回、再度もう一回、市内の全域を開発が可能な土地、まとまった土地、企業を誘致できるような土地がどこにどの程度あるのかという部分をもう一度ちゃんと見直そうということで、今回の事業に至ったということでもあります。

この計画を作成するに当たっての委託先につきましては、新年度になってからする予定であります。

あと、計画策定のスケジュールであります。委託先が決定後、秋頃までに調査を行い、年度末までに分析し、今後の焼津市の企業誘致の方針を定めていきたいと考えております。

以上です。

○秋山委員 大体背景と、それから、今後のスケジュールと分かりました。

もう一度見直そうということは、既にある程度のデータがあり、それがやっぱり企業誘致が様々進んだので少なくなってきた。だから、データをもう一度調査し直して更新して進めようという、そういう受け止めたんですけど、いいですか、それで。

○大石商業・産業政策課長 ただいまの御意見のとおりでございます。以前、平成十二、三年頃、一度全部調査してあります。そちらの調査を基にこれまで進めてきまして、誘致が進んだところは、そこは消えていくということで、更新はしているものの、状況が大分、時間もたっているということから、状況も大分変わっていますので、そこら辺をもう一回見直そうということで、この計画を進めさせてもらうことになります。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

本来でしたら、この後、関連した質疑をお聞きするところなんですけど、午後の予定と時間調整、少しあれなので、どうしてもという質疑1問だけ受け付けたいと思うんですけど、どうですか。

何問もあるようでしたら、当局に直接聞きに行ってもらおうという手もあるんですけど、一度その辺を委員の皆さんで判断していただいて、どうしてもという質疑があれば、代表してお一人ですけど、いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 それでは、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、経済産業部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」、経済産業部所管分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田委員 7款1項2目、プレミアム付商品券事業費5億1,194万2,000円についてですが、これは換金作業を実行委員会で行うということで、市から外れるということで減額との説明がありましたが、このプレミアム付商品券は、そもそももう全部使われた状態なのでしょうか。

そして、実行委員会とは、どこで、そしてどのように、その実行委員会を決めたのか、伺いたいと思います。

○大石商業・産業政策課長 御質疑にお答えします。

商品券はもう既に使われたのかという部分ではありますが、焼津市におきましては、3月31日まで使用可能というふうに対応させていただいてもらっていますので、まだ途中段階であります。

実行委員会に切り替えたということではありますが、こちらのほうにつきましては、実行委員会の構成団体ではありますが、焼津商工会議所、大井川商工会、民主商工会、おおいがわA k i n d o事業協同組合、それとタケルくんカード、市の市商連ですね、市商連、商店街連合会、以上のメンバーで実行委員会を構成することとなりました。当然、市も入っています。

以上であります。

○深田委員 その実行委員会は、どこで換金をするのか。それぞれの施設、事業所とか、場所で換金ができるよというふうにするのか。その辺のこと。

それと、やはり焼津市以外のいろんな商工団体が入ってくるとなると、情報公開とか透明性というのがちゃんと図れるかどうかというのを確認できる手だてはありますか。

最初に、3月31日まで焼津は受け付けているよということで、まだ途中段階だよというお話でしたけれども、何%ぐらいのあれですか、商品券の活用状況。

○大石商業・産業政策課長 換金につきましては、実行委員会のほうからJTBさんのほうに本事業を委託することで決定いたしました。

したがって、使われた商品券は個店のほうでそれを使わせていただき、個店はJTBさんのほうに請求して換金していただくというような作業となっております。

使用の状況の進捗状況ではありますが、途中段階ということで把握しておりません。

以上です。

○深田委員 その団体が、実行委員会がなぜJTBになったのか、よく分からないんですけども、その場所で換金作業をしてもらおうということですね、各商店とかそういったものなりへ行っていくのか、何かパソコン上でやり取りができるのかということ。

まだ途中段階だよということで、かなり少ないということで、あれですか。具体的なパーセントが、今、お示しいただけなかった。中間報告とか情報公開をぜひしていただきたいと思います。

関連してというか、先ほど水産部長からお伺いしまして、コロナ対策について商工のほうに各企業や業者にアンケートを取っているということなので、また報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、後でまた報告のほどよろしくお願いたします。

ほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 以上で、議第13号中、経済産業部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、経済産業部所管部分の議案審査を終了いたしました。当局の皆様、御苦労さまでした。

休憩(12:19~12:59)

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、交流推進部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑。

○河合委員 私からは、2款1項10目、説明資料の36ページになりますけれども、姉妹都市交流推進事業について伺います。

その説明資料の一番最後の5番の項目に、国際交流調査研究に要する経費とありますけれども、これはいかなることを研究するのか、お伺いします。

もう一点は、これは姉妹都市ということだけではないものですから、場合によっては説明資料の2つ上にある国際交流推進事業、これは市民部ですか、そちらとのきつと連携が図られていると信じてお伺いしますけれども、焼津市における長期にわたる国際交流推進の方針はあるのかという点、姉妹都市に限らずということでお伺いします。

○山本文化・交流課長 河合委員の御質疑のほうにお答えをいたします。

まず、国際交流調査研究費では、いかなることを研究するのかという御質疑ですが、こちらのほうは、今後の新しく交流相手国を選定するに当たりまして、相手国を絞り、その産業や歴史、文化、スポーツ等の分野で、現地の人々と実際に直接交流を図りまして、意見交換や情報収集をする中で、本市と継続した交流事業が実現可能であるかどうかを探っていくことを目的としております。

そして、2点目の長期にわたる国際交流推進方針はあるかという御質疑ですが、現在、当市はオーストラリアタスマニア州ホバート市と姉妹都市を締結し、42年になります。毎年、学生の派遣事業をお互いに実施し、交流を続けております。また、節目の年には、訪問団が結成され、両市の親交を深めております。

グローバル化が進む中、小さな頃から海外の人や文化に触れることは、国際感覚を養う上でも重要であると考えております。

姉妹都市はそうではありますが、今後、新しく交流先が見つかるとしても、青少年交流はもとより、文化、産業面等へ範囲を広げ、継続的な交流を実施し、交流人口の拡大を目指してまいりたいと思っております。

以上になります。

- 河合委員 伺って、国際交流調査研究とちょうど自分が期待していたような内容だったのでとてもよかったですと思いますけど、その経費もしよかったら1つお伺いしたいと思います。
- 山本文化・交流課長 経費につきましては、国際交流調査先等を絞りまして、もし可能でありましたら、そちらのほうに職員を派遣しまして、実際に交流が可能であるかどうかというような、旅費等を含めまして全体的に95万円くらいの予算を計上しております。
- 河合委員 あと、その2点目の長期にわたるといふほうなんですけれども、オーストラリアのホバート市は、かつての漁業の給油地だったんですかね、そういう関係で長い付き合いをしていて、今も友好的な関係を持って交流していると、これはすばらしいと思うんですけれども、今、若者が国際化とって多くの文化を知ったりすることはとても大事だし、国際感覚をぜひ身に付けてもらいたというときに、市として1つ姉妹都市がホバートにあるのはもちろんいいんですけれども、そのほか、探ってくださいという、それはとってもいいと思います。

シティセールスを、今、国内に限らず、国外にまで発信しようという時代ですから、そういう戦略的なことも含めて、今、伺ってように、文化、産業面も含めてということと探っていただいているようなんですけれども、ぜひ軸として、例えばヨーロッパ圏なんかでも1つとか、オーストラリアはそれで、今、ホバートがありますので、あと、アジア圏でもどこどこということ、いろいろな意味で市民の中では日中友好協会とか、いろいろな交流があったりして、それはそれでいいと思いますし、フィリピンの人も多くなっている、フィリピンとかというのを考えるのもいいと思いますけれども、やっぱり長期的な戦略を考えて、市としてそういう視野の下でいい交流国を作っていくとらって、姉妹都市もあと1つぐらいあってもいいかななんて、私、個人的には思いますので、意見を伝えて終わりにしたいと思います。

- 池谷委員長 次に、2番目の質疑に移る前に、お手元の通告一覧表の7番目に岡田委員からの質疑があったわけですが、取下げの申出がありましたので、7番目の質疑に関してはカットいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、2番目の質疑に移ります。

- 川島委員 私からは、7款1項3目、観光施設維持管理費についてお伺いたします。

観光トイレ、たくさんの周辺のハイキングコース等の、また、観光施設の維持管理ということで、毎年2,000万円ぐらいの予算が計上されております。

実際に観光トイレ、何か所ぐらいございますでしょうか。また、トイレに関する維持管理費はお幾らぐらいなのでしょう。

それから、若草山周辺のハイキングコースという表現で説明されておりますけれども、具体的にどういった整備を維持管理しているのか、伺います。

- 山下観光交流課長 川島委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、観光トイレの数でございますけれども、観光トイレにつきましては、浜当目に2か所、高草山、石脇、あと、花沢の吉津観光トイレと花沢のリストイレと、あと大井川港河口の野鳥園に1つ、全部で7か所トイレがございます。

維持管理の費用につきましては、トイレ関係の維持管理費用につきましては、おおむ

ね、トイレとトイレ周辺の草刈り等も入れますと、1,100万円ぐらいの予算額となっております。

それと、そのほかのハイキングコースの維持管理につきましては、地元の東益津の第15自治会様に御協力をいただきまして、ハイキングコース周辺の草刈り及びハイカーの安全のための支障となる枝や倒木の伐採などを行っているといった状況でございます。

○川島委員 ありがとうございます。

もう一点が、今回の観光づくり維持管理費の中に入るかどうか分からないんですけど、例えばハイキングコースの中で、若干、また本来のハイキングと違った催物ですとか、イベント的なものが行われるようなことというのがないのか。また、それに対する整備状況、整備計画というものはあるかないか、お願いします。

○山下観光交流課長 維持管理以外のイベント等の開催という御質疑だと思いますが、こちらの予算につきましては、ハイカーが安全にハイキングを楽しめるようにとか、維持管理が中心の予算でございますので、今のところ、ハイキングコースにおいて市が主催でイベント等を開催することは考えておりません。

○川島委員 細かいところで、ハイキングコースの整備というと、具体的にどういふ整備を行うかだけお伺いいたします。

○山下観光交流課長 ハイキングコースの整備につきましては、倒木等の処理、あと、観案内板の修繕とか、あとは、観光トイレ周辺の草刈りとか、そういったものを行っているところであります。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

○鈴木委員 7款1項3目の焼津市観光協会助成費について、お伺いをさせていただきます。

前年度の予算額と比較をいたしまして、1,100万円余り増額になっております。観光ビジョン等々できまして、観光、あるいは交流人口の増加に力を入れていくという施策を展開しておりますので、観光協会とタイアップして新たな事業展開をされるかなというふうに思うんですけども、具体的にどんな事業を行うのか、お伺いをいたします。

○山下観光交流課長 鈴木委員にお答えいたします。

焼津市観光協会助成費の約1,100万円の増額についてですけれども、これは新たな事業の追加によるものではございません。

増額となった金額の主な内訳を申し上げます。

これまで誘客促進事業費で計上しておりました観光案内場運営事業補助金450万円を焼津市観光協会助成費へ組み替えたこと。あと、令和元年度から観光協会が発行しております焼津カレンダーの発行事業費について150万円の増額、あと、観光協会の人材確保のため、処遇改善に必要な人件費の増額約500万円が主な要因でございます。そのほか、明確に予算等は計上しているということではないんですが、予備費的に30万円ほど新規の事業を検討する費用として計上が30万円ございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

観光案内場の運営補助なんですけれども、今まで市の誘客促進のほうの予算から計上されていたものを観光協会に委託をされたという、そういうことでよろしいですか。

○山下観光交流課長 事業費につきましては、委託ではなくて、これまでどおり補助事業

でございます。ただ、予算の組み替えによりまして、観光協会の事業の助成費の中に入れて込んだものでございます。

○鈴木委員 分かりました。

それと、あと、市民カレンダーを令和元年度分から観光協会のほうに委託されたのかなというふうに思いますけれども、結構、何て言うんですか、有料広告の欄が、枠というか、非常に大きくなっているというのと、あとは、見方によってですけれども、人によっては、何これというような評価をされた方もおいでになりましたけれども、まずまずいい評価を頂いている方が結構多いんですけれども、観光協会に市民カレンダーを委託した理由みたいなものをお教えてください。

○山下観光交流課長 初めに、観光協会で焼津カレンダーの発行の予算の出し方なんですけど、これは委託という形ではなくて、これも補助事業ということで、焼津市観光協会への事業助成金という形で、補助事業になります。

観光協会が発行することになった理由というお尋ねだと思いますが、市のほうで発行していたときにかかっていた費用よりも観光協会が主体的に発行し、協会の皆さん等から広告費等を頂いて発行するほうが経費の削減になって、より地元に着した内容を掲載できるのではないかとということで、観光協会が発行することになったと聞いております。

以上です。

○鈴木委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、私のほうからは、7款1項3目、誘客促進事業費のうちの地方創生、新規事業だと思います、この事業内容の詳細を伺います。

○山下観光交流課長 村松委員にお答えいたします。

インバウンド推進のための予算235万円の事業内容についてのお尋ねだと思いますが、市内における飲食店などのインバウンド対応を加速化させるため、特に、インバウンド獲得事業などの勉強会の開催、多言語メニューブックの製作支援、多言語対応飲食店をまとめたランキングホームページの製作といった内容を考えております。

以上です。

○村松委員 今、課長がおっしゃってくれた形なんですけれども、結局、この事業を導入して、デジタルマーケティングを使って、インバウンドを一生懸命やっというものは分かるんですけれども、例えば、事業所のおもてなし学習会というのはどういうふうにやるんですか、ちょっとイメージが湧くように説明願います。

○山下観光交流課長 村松委員のただいまの御質疑にお答えします。

参加飲食店向けの勉強会についての御質疑だと思いますが、インバウンド対応メニューといったものを事業者へ委託する中で開発するんですが、そういったメニューの使い方、後、インバウンド獲得事例ということで、実際にどうしたら外国人客が訪れてくれるのか、そういった獲得事例を学ぶ機会を提供すること、そういったことが主になります。

外国人がどういったニーズを持っているのか、飲食店に来たときに何が困っているのか、そういった課題解決につながるような勉強会の開催を予定しております。

以上です。

○村松委員 分かりました。事業所は分かりました。それで、この事業所は、どこかの組織に加盟していなければいけないのか、全くスタンドアロンで、一匹狼をやっている人たちも希望すれば対応してくれるんですか。どうでしょう。

○山下観光交流課長 こちらの誘客促進事業で行う勉強会を含めて、メニューブックの作成につきましても完全に無料という形ではございませんので、公募する中で意欲のあるところを10店舗ぐらい集めて、そこをまず足がかりに事業を推進していこうと考えております。

○村松委員 分かりました。予定店舗数の数も分かりました。

そうすると、これは今年度単発じゃなくて、これから何年か、例えば、短期、中期、長期という、大体少なくとも3年ぐらいやるんですか。

○山下観光交流課長 ただいまの御質疑にお答えします。

こちらの事業の財源につきましては、地方創生推進交付金を活用しておりまして、その期間が3年ということになりますので、基本的には3年間継続して実施することと考えております。

○村松委員 了解。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○増井委員 私のほうから7款1項3目、クルーズ船誘致事業費。

この中で2020年度に初寄港を目指してということで、昨年度、委員会で説明を頂きました。事業説明に受入体制の整備ということがあります。体制の整備とは、航行安全対策調査と推察されますが、その辺はどうでしょうか。それと、現状の誘致活動の進捗具合の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○山下観光交流課長 増井委員にお答えいたします。

初めに、体制の整備とは、航行安全対策調査と推察されるかという点でございますが、航行安全対策調査につきましては、令和元年度、今年度実施済みでございます。

来年度予算における経営体制の整備につきましては、ハード面の整備ということではなく、官民一体となってクルーズ船を誘致する体制であったり、クルーズ船社が求める魅力的なオプションツアーの企画など、ソフト面での受入体制のことを指してございます。

次に、誘致活動の進捗具合ですけれども、現段階ではクルーズ船寄港の決定には至っておりませんが、今年度の航行安全に係る調査によって、特段のインフラ整備が必要なく誘致を進められることが分かるなど、誘致事業が進んでおります。

以上です。

○増井委員 このクルーズ船の2020年度初寄港の部分については、まだ目指しているといった解釈でよろしいかと思っておりますけれども、仮にこの2020年度に初寄港ができないということであっても、仮に21年度、22年度までにこれらの事業を続行してやっていくといった趣旨の受け取りでも構いませんか。

○山下観光交流課長 誘致、2020年を目指すという以前の委員会での説明があったことで、2020年を目指しておりましたけれども、それにつきましては、ほぼ不可能ということで御理解いただければと思っております。

では何年後に誘致できるのかというお話になりますけれども、清水港の客船誘致委員会の例をとりましても、平成2年から25年、30年を経て、今、清水港にかなりの数の客船が来ているという状況で、日本の客船につきましてもほぼもう来年、1年先ぐらいまでは埋まっている状況ということで伺っております。ですので、順調に推移しても2022年が一番最短じゃないかなと思いますけれども、これが外国の船舶ということになりますと、さらに交渉は非常に難しい状況で、2年、3年ぐらいはかかると伺っておりますので、今は明確に何年に誘致可能なのかという、そういった御回答はできませんけれども、クルーズ船の誘致につきましては、交流人口の拡大と地域の活性化のために、今後とも継続してやっていく所存でございます。

○池谷委員長 それでは、次に6番目の質疑です。

○杉崎委員 7款1項3目、DMO推進事業、中部5市2町連携でDMOで存続ということになっておりますけれども、焼津市から提案、意見したものはございますか。焼津市独自の取組は検討なさっていますか、お尋ねします。

○山下観光交流課長 杉崎委員にお答えいたします。

中部5市2町による地域連携DMO、するが企画観光局につきましては、お茶と学び、海という戦略テーマに基づきまして事業を展開しております。そのうち、海につきましては、当市のみでの事業展開でございまして、当市が求めて追加された戦略テーマでございまして。

その海の塾では、平成30年度は焼津のマグロと吉田のウナギをPRするイベント、うなとろ対決を共催しました。今年度は、カツオを揚げたカツによる縁担ぎのカツオグルメプロモーションに向けて、市内店舗を対象に試食説明会を共同実施するなどするが企画観光局と連携して事業を推進してまいりました。

令和2年度につきましても、カツオグルメを開発した店舗を紹介するプロモーションを連携して行う予定で、これは他市町にはない取組でございまして。

以上です。

○杉崎委員 2問目の焼津市独自の取組は検討しているかというのは、ごめんなさい、これ、言葉が足りなかったかもしれないんですが、焼津市独自でDMOとして取り組めないかという意味ですけども、いかがでしょうか。

○山下観光交流課長 焼津市独自でDMOを立ち上げるかという御質疑でよろしいでしょうか。

今現在、DMOにつきましては、日本版のDMOは観光庁のほうで登録制になっております。焼津市、また、静岡県含めて、広域連携のDMOに加盟しているところでございまして、今現在は、その要件を満たされるような観光協会、一般社団法人化した観光協会につきましても、すぐにその登録ができる状況ではございません。ですので、今は、この広域でやっているDMOの中でもあるんですが、誘客といったときにやはりスケールメリットを活かして地域のプロモーションをしていかないと、焼津市だけの観光、地域経済を回そうと思っても、なかなか焼津市にピンポイントに来ていただけないという状況が非常に厳しい。特に、これまたインバウンドになりますと、焼津という地名すら分からないという状況になりますので、当面の間は広域でのDMOの中で観光誘客に取り組んでいくこととしてございまして、現在、焼津市独自でDMOを立ち上げると、

そういったことは、今のところ考えておりません。

以上です。

○杉崎委員 了解。

○池谷委員長 それでは、通告がありますので1つカットしますので、順番はずれますが、7番目の質疑に移ります。

○杉田委員 私からは、10款5項9目、温水プール管理委託費のところ、水夢館管理運営費として3,632万円、そして、指定管理料というふうにあります、そちらの中には、その他のその経費の中に施設の修理費等、そういうものが含まれるかどうか。

○松永スポーツ課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、指定管理業務でございますが、事業開始前に基本協定書というものをまず提出してありまして、まず、この基本協定の中で修繕費等経費負担区分というものを定めてあります。その負担区分に応じまして、指定管理者のほうで、年度ごと、全体の収支を組んでいるという状況でございます。

その不足する部分を市が指定管理料として支払っている状況でございますから、水夢館の指定管理業務では、1件当たり30万円未満の修繕工事については指定管理者の負担としてありますので、御質疑の指定管理料の中に30万円未満の修繕費の分が含まれているという形でお伝えさせていただきます。

○杉田委員 実は、水夢館の利用者の方から相談があつて、担当課課長のほうに連絡をさせていただいて、すぐ対応していただいて助かったんですけど、内容は、私は利用したことがないんですけど、出てきたときにシャワーを使わずに、壁に何か穴が空いていて、そこからかなりの強風ですぐ髪の毛が乾いて、すごく便利だということだったんですけど、それが壊れていて使えないよということで、何回か受付のほうに言ったんですけど、そのことが全然修繕になっていかなかったということで、それで連絡させていただいて、すぐに調べていただいて、その設備が高額なもので、それが修理が利かないということで、それで、少し強めだと思んですけど、ドライヤーを2台セットしていただいたという報告を受けて、すぐ対応していただいて本当にありがとうございます。

私は、今、1件について30万円未満は、委託先の管理者が修理をやるものの中に含まれているということだったんですけど、今回のドライヤーの修理費というのはどのくらいであつて、今、できなかつたというから、30万円を超すようなものだったと思んですけど、それで、もう一件は、管理を受けている受け手に対してだと思んですけど、その人が利用者からそういうふうに言われたときに、それは市がやるものとか何とかという、そういうことは言わないで、それはできませんというような、そんなことしか対応しなかつたということなんですけれど、管理者と市のその担当の方、その間の連携というのが本当にうまくできているのかというのが知りたいんですけど、どうですか。

○松永スポーツ課長 今回のドライヤーの件につきましては、私のほうで聞いている限りですと、まず修繕料が30万円を超えてしまうであろうという指定管理者からのお話がありましたのでということで、こちらのほうでも修繕の検討をいたしました、代替としてドライヤーの、いわゆる、通常一般の方が使えるようなもので対応が可能だということで、対応ができるということで、その措置を講じてもらったところでございます。

あと、指定管理者との連携という意味では、毎月、定期的に指定管理者と市のほうで事業報告的なもの、それから事故、それから例えば苦情とか、そういったものがあれば伺って、そういう機会を設けていますので、そういった形で連携を図っております。

○杉田委員 そういうことをやっていただいているにもかかわらず、それが伝わらなかったということは、管理者側のほうでやっぱりもう一度ちゃんとそういう苦情だとか、そういうのがあったときには、ちゃんと定例会とか、そういうもので連絡できるようにしていただきたい。

それで、何かドライバーを2台セットしたらヒューズが飛んじやったもので、1台にして動いたよというような、そういうような報告、説明を利用者の方から受けたらしいんですけど、ただ、今、2台をセットしてある。そのドライバーは、多分30万円なんかしないですから、それは、管理者のほうで用意したものだと。そのヒューズが飛んじやったという、そういうことについては聞いていますか。

○松永スポーツ課長 今、御指摘のヒューズが飛ぶという話でございますけれども、同時にその2台を使うとなるとヒューズが飛んでしまうというお話は聞いてはおりましたので、ヒューズが飛ぶ原因を調査するためということで、要するに経費がその基準額を超えてしまっているということでございます。

○杉田委員 ヒューズが飛んじやったということは聞いておると。だけど、2台はセットしたと。2台を利用できるようになったというふう聞いたような気がするんだけど、2台使ったら飛んじやう、ヒューズが飛んじやう、だけれど2台セットした。これじゃ2台使えないということじゃないですか。

○松永スポーツ課長 コンセントを2つ使って2台同時にやるとヒューズが飛んでしまうということで、それではなくて、壁掛けタイプのやつをそのまま使えば飛ばないということで、伺っています。

○杉田委員 今現在使っているんだと聞いていたものでね。

ヒューズが飛んじやう原因を調べるのに、そんなにお金がかかるのかなというのは、私も、電気、専門じゃないもので分かんないけれど、自分のところでヒューズが飛んじやったったら、あれが足りないんだなと思って、その容量を今20アンペアに設定しているんだったら30アンペアにするだとか、そういうものだけで済むような気がするんですけど、そこにそんなにお金がかかると思わないんですけど、その調査の内容について教えてください。

○松永スポーツ課長 ヒューズの関係でございますけれども、基本的に配電盤のところの取替修繕とかが必要になるということで伺っておりまして、単純にアンペアの設定を変えるだけじゃないということで伺っております。

○杉田委員 じゃ、よく電気のことは分からないから申し訳ないですけど、また教えてもらえますか。それが、市が担当したんじゃないかと、30万円未満だもので、それは管理者のほうでやったという、そういうことでよろしいですか。

○松永スポーツ課長 そのとおりでございます。

○杉田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、8番目の質疑に移ります。

○岡田委員 それでは、10款6項1目、スポーツ教室費についてお伺いいたします。

スポーツ教室の運営委託費でございますけれども、委託費が前年比減額となっております。その減額の理由と委託費算出のいわゆる基準、根拠を説明してください。

○松永スポーツ課長 岡田委員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、現在行っておりますスポーツ教室でございますが、大きく分けて3種類の教室がございます。まず体操教室、それから水泳教室、それから太極拳の6つの教室がございますが、このうち水泳と太極拳につきましては、体育協会に加盟する協会、あるいは連盟がございますので、他の競技団体と同様に協会の自主事業的に教室を開催していただくということといたしましたので、その分が市のほうからなくなるということで、委託料が減額になっております。

それから、算出の根拠のほうでございますが、基本的に教室を実施するに当たりまして直接必要になります講師、あるいは助手への謝礼、それから受講者の傷害保険、それから用具等の消耗品、備品、そういった事業費と、あと、教室を今現在体育協会のほうに委託しておりますが、その担当する職員の賃金、それから健康保険などの人件費相当分を合わせた形で委託料を算定しております。

○岡田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、次の9番目の質疑に移ります。

○松島委員 それでは、歳出10款6項1目、スポーツ交流推進事業費に関してです。

700万円の予算が創設されておりますが、このスポーツ交流振興組織に対する補助金経費とありますが、どのような組織に対するものか、また、補助内容はどのようになっているかを伺います。

○松永スポーツ課長 松島委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、補助金でございますが、交付先は焼津市スポーツ交流振興協議会でございまして、こちらの協議会は、スポーツを通して交流人口の拡大、それから地域活性化、情報発信等の推進を目的としておりまして、事業的には、全国レベルのスポーツ大会の誘致、あるいはプロスポーツを活用した地域振興事業等を行っております。

具体的に申し上げますと、焼津市のプロスポーツチーム、3 X 3のプロチームでございますが、焼津GRユナイテッド、こちらの運営とその公式戦を焼津市で開催するよう誘致活動を実施していただいております、その事業に対する補助ということになります。

○松島委員 この191ページ、92ページを見ますと、事業内容説明があまりにあっさりしているものですから、内容が非常に分かりにくい。全体的にそれを感じました。

その中で今回、3 X 3のバスケットというようなことを聞きますと、非常に納得ができるものですから、もうちょっと説明、あるいは予算説明の中できちっと聞いておけばよかったかなと思います。今後もこの辺を注視していただきながらお願いしたいと思います。了解しました。ありがとうございます。

○池谷委員長 次に、10番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、10款6項3目、焼津体育館再整備事業費を伺います。

この事業は、もういろいろ計画があつて、それで粛々と進んでおりますけれども、その事業内容の詳細を伺うということと、その計画もお尋ねします。

○松永スポーツ課長 村松委員の御質疑に答えさせていただきます。

事業の内容とその計画ということで、関連がございますので、一括して御説明させていただきます。

本年度策定予定の焼津体育館再整備プラン、こちらの中で施設整備や管理運営方法などの事業手法を示すことで考えておりましたが、現時点において事業手法の方針決定まで至っておりません。令和2年度において事業手法の方針をより専門的な、また、詳細な資料などを収集しまして、早期に決定したいと考えております。その調査費用をお願いするものでございます。

スケジュールにつきましては、従来手法による公設の場合、また、PPPを活用した民設の場合では内容が変わってまいりますので、方針決定された手法に応じて計画を立てていきたいというふうに考えております。

これらの状況につきましては、焼津体育館再整備プランの中でお示しさせていただきますが、今月中に、議員の皆様概要をさせていただきます。来月、パブリックコメントを実施する予定であります。また、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

○村松委員 今、スケジュール、大体分かりましたけれども、それじゃ1つ、ここに現焼津体育館は廃止するが、これは、予定ですと今年度で終わりじゃなかったっけ。その辺、この計画が変わったことによって、ここはどう動くんですか。

○松永スポーツ課長 質疑にお答えします。

現在の焼津体育館につきましては、公共施設マネジメント対策本部におきまして、現在、その方針が、必要な耐震対策を講じた上で使用を延長するという形に方針が決定しております。したがって、当初は平成32年度末をもってという表現がありましたけれども、現在、その使用を延長するという形で方針を示しておりますので、引き続き使用いただくというような形をとっています。

○村松委員 ということは、新しいのができるまではあそこを使うというふうに考えていいですか。

○松永スポーツ課長 基本的にその使用を延長するというので、特に期限を設けてはございませんので、状況に応じてということで、新しい体育館ができるまで使えば、そのまま使えるというふうに考えております。

○村松委員 ということは、当然、今の場所に建て替えるなら、あれを使えなくなっちゃうけど、それも含めてこれから今年度、いわゆる3月の末までには案が出てくるというふうに理解していいですね。

○松永スポーツ課長 その辺も含めて、再整備プランの概要を説明させていただく中でお示しさせていただきたいと思ひます。

○村松委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、11番目の質疑に移ります。

○深田委員 今の村松委員の質疑と答弁に続けて伺います。

1,100万円の内訳というのは、調査依頼費ということでよろしいですね。

そうしますと、その調査依頼というのはどこに出すのか。そして、去年も使用の延長をするということで、そのために耐震の調査を、耐震化を一応調査していただいたと思うんですけども、また来年度も使用の延長をするということになりますと、その辺のことは大丈夫なのか。

建て替えをするというときに、もうこの体育館は危険だからということ随分言われまして、今はちょうどコロナの関係で休館になってしまって焼津体育館が使えなくて、市民の方々が残念に思っていて、こういう状況で一刻も早く使いたいというお声も出ているものですから、それで、また耐震の調査に入ると、また休みというふうになっちゃうとすごい大変なものですから、その辺のことはどうでしょうか。

○松永スポーツ課長 まず、その調査のほう、依頼先のことをございますが、基本的に今年度の再整備プラン策定のときもそうなんです、コンサルタント会社に委託をしておりますので、その委託費という形で考えております。

あと、現在の体育館のほうの耐震対策の、これは調査というよりも実際に補強工事なり、そういう代替措置を取るという形を考えておりますが、現在、そちらにつきましては調整中ということで、御理解いただければと思います。

○深田委員 よく分かりませんでした、最後の。

○松永スポーツ課長 耐震対策、必要な耐震対策を施すということですので、そこら辺の安全確保ができる形を今現在調査中ということでございます。

○深田委員 じゃ、安全対策を調査したら、コロナのほう解禁になれば使えるということだと思うんですが、その前に、コンサルタント会社に1,100万円を委託して、そして、調査をしていただくということですよ。それが、じゃ、コンサルタント会社はもう決まっているのですか。どういうふうにご決定するのですか。

○松永スポーツ課長 新年度の予算の関係でございますので、4月1日以降の契約という形になりますので、現在はまだ決まっておりません。

○深田委員 どのようにして決めるのですか。一般競争入札とか、指定の入札とかどういう形ですか。

○松永スポーツ課長 今回の調査の委託する内容が割と専門的というか、専門分野に携わっていますので、そういった技術といいますか、ものを持った業者の中から一般競争入札をしたいというふうにご考えております。

○深田委員 分かりました。じゃ、また今月中の説明と今後のパブリックコメントということでお話があるということですので、計画はあるということですので、また今後、注視していきたいと思っております。

以上、終わります。

○池谷委員長 次に、最後になります。12番目の質疑です。

○秋山委員 私は、同じく焼津体育館再整備事業費についてなんですけれども、これまでいろいろ御説明いただきまして、1点、先ほどの説明で、コンサルの選定に当たっては専門性が必要になってくるのではというお話でした。その専門性というのは、調査とか計画を作るに当たっての専門性ということだと思うんですけど、その専門性について、どういう専門性ということだったのか、もう一度教えてくださいませんか。

○松永スポーツ課長 いわゆる施設の建設という部分に当たりまして、従来手法という公設、市が設計して建てる方法と、それから、今、公共施設のマネジメントの中でPPPといたしまして、いわゆる民間の資金を活用したりとか、そういった能力、そういったものを活用して民間で建ててもらおうという、大きく2つのパターンがございますが、例えば民間のほうでお願いするという方針になった場合ですと、その事業者を選定するに当

たって、選定の基準をどの程度設けるかということですね。そういったものが我々の職員ですとなかなか知識がないのでというところがございますので、そういう専門知識を頂きたいというところで、委託をさせていただきますということで考えています。

○秋山委員 そうしますと、その事業の手法で決定に至らなかったために調査を進めると。それで、今月末に議会で説明するという、この説明のときには、どういう手法でやるのかという、そこは決まったものになるのでしょうか。それとも、それらも含めてコンサルにどの手法が一番いいのかというところを調べてもらうということになるのでしょうか。

○松永スポーツ課長 先ほど言いました議員の皆様にも概要を説明させていただくというお話でございますが、再整備プランのほうに載せる予定でございましたその事業手法と、あと、それに伴うスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在までその方針決定がされておられませんので、記載する内容としては、また引き続き検討をするというふうな形にとどめてございます。それを継続して、令和2年度に事業方針を決定していきたいということで、調査費をお願いするものでございます。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、以上で通告による質疑は終了いたしました。

関連してほかに何かありませんか。

ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山下観光交流課長 すみません、私から1点、答弁の修正をお願いしたいと思います。

川島委員から、観光施設維持管理費の御質疑の中で、トイレの事業費についてお尋ねがありましたけれども、先ほど約1,100万円と申し上げてしまいましたが、浜当目海水浴場の維持管理業務の委託についても含めてお答えしましたものですから、約300万円でございます。訂正させていただきます。申し訳ありません。

○池谷委員長 いいですか。

○川島委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、交流推進部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、交流推進部所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。

2時に再開します。

休憩(13:54~14:00)

○池谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、建設部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、一番目の質疑です。

○内田委員 私からは、歳出2款1項11目、自主運行バス運営事業費でございます。

前年度予算から2,000万円ほどの増加理由は何かということですが、また、昨年の予算書を見させていただいたんですけど、このところが毎年という感じで2,000万円ほど増加しているんですが、この傾向というのは今後も続くのでしょうか、お伺いいたします。

○白石道路課長 今回の増額の理由でございますが、自主運行バスの運行委託費の増によるものでございます。

具体的には、運行事業者によります営業所の統廃合に伴う運行距離の増加によるものでございます。バス事業者からは、燃料費や人件費が上昇傾向にあるということがございますので、バスの運行に必要な経費は年々増加していく可能性があるということ聞いてございます。

以上でございます。

○内田委員 委託費で、事業者は入札等で選ぶのではなく、恐らく1社だと思いますので、ある意味、委託費は交渉なんだと思います。委託先から営業所統合等、あと、人件費ですか、高騰する理由も何となくというか、理由としてはまともな、まともと言うとおかしいですね、理解できる内容であるとは思うんですけど、ずっと委託費が上がってしまうということは、予算的にも厳しいということだと思うんですけど、何らかの上がることに対する、何て言うんですかね、サービス上の向上点というか、そういったものがないのかなというふうに思ってしまうんですけど、一般経費で言いますと、経費が上がるのだったら何か付加価値がとか、そういうような話がされると思うものですから、何かあるようであれば教えてほしいんですが、ないということなら仕方ないかなとは思っています。

○白石道路課長 まず最初に、バスの運行委託にありました制限付一般競争入札ということで実施してございます。なかなか応札がない状況でございますが、入札法としては、1社ではなくて、制限付一般競争入札という方式を取ってございます。

それと、利用される方の利便性向上等を図る意味で、バス事業者などによりますバスロケーションシステム設置等を予定しているということがございますので、そういうことにつきまして利便性の向上を図っていきたいということでございます。

以上です。

○内田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○杉田委員 私は同じ項目ですけど、デマンドタクシーのことについて聞いたかったんですけど、そういう事業内容の説明のところどこにもデマンドタクシーのことがなかったもので、ここだということが分かったので、それを確認させていただきます。

今、デマンドタクシーの試行運転というのがやられていると思います。それが令和2年度にはどんな事業が計画されているのか、お聞きしたいと思います。

○白石道路課長 令和2年度予算につきましては、焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗り合いタクシーにつきまして、運行委託費用を予算計上しているところでござい

ます。

以上でございます。

- 杉田委員 それで、今、八楠の辺りだと思うんですけど、花沢のほうの地域、今やっていると思うんですけど、今、そっちはやっていないということなのか、それで、今、八楠の辺りのところの事業費としては幾ら計上しているんですか。
- 白石道路課長 まず、下根方地区につきましては、試験運行を実施しましたが、現在は中止でございます。ですから、令和2年度には、運行委託費は計上してございません。
それと、もう一点、令和2年度におきます焼津インターチェンジ周辺地域デマンド型乗り合いタクシーの運行委託料でございますが、114万8,620円を予算計上しております。
以上でございます。
- 杉田委員 今、どこでも全国、そうですね、高齢化が進む中で、要支援者だけでなく、普通の生活そのものを維持していくために、公共交通の在り方が全国で問われていると思います。一般質問でも同僚議員が質問をいろいろしていますけれど、この試行運転が行われる中で、その方式とか、そういうものが、こんなふうにやったらどう、あんなふうにやったらどうというのが時々意見として出ていると思うんですよ。一番最初に決めたあの方向でやって、そこで何か問題があったら、それを試行錯誤しながらまたやっていくということは取られているんですか。
- 白石道路課長 現在実施しております焼津インター周辺地区でございますが、地域協議会を設置してございますので、地域協議会の皆様の御意見、またはアンケート調査を行いまして、一部、実際には運航内容の見直し、予約時間をちょっと早めていただきたいとか、それとか、指定施設とかの増設とか、そういったものをそれぞれ地域の皆さんの意見を踏まえまして運行内容の見直しを行いながら、試験運行をしているところでございます。
- 杉田委員 そういう試行錯誤ってすごく大事だと思うんですけど、私も幾つかの県内の市町、見させてもらう中で、半年やったら、ああだこうだというふうな意見が出て、それで運転をやり直しているというのを、数年前、テレビでもずっとやっていたわけなんですけど、そういうのもやっていきながら、地域の人たちが使いやすい、そういうデマンドにしていてもらいたいというのが要求と、それと、あと、そのほかの地域、私、今ここで聞きたいのは、大井川地域でもそういう声というのはたくさんあったと思うんです。今でもあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうものについて、地域の声を聞いていく、そういう懇談を開いてくれとか、そういうものはこの中の予算の中にも打ち出されていますか。
- 白石道路課長 大井川地区についてでございますが、令和2年度予算につきましては、運行経費は予算計上してございません。ただ、令和2年につきましては、大井川地区におけます公共交通網の再編に係る委託業務を予算計上しているところでございます。
- 杉田委員 すいません、今の答弁の中で、委託、新たなものなどを検討するということで、その内容、もし分かったら教えていただけますか。
- 白石道路課長 令和2年度に予定しております委託業務の内容でございますが、再編に係る業務委託として住民説明会の開催支援、それと、再編後の運行計画の策定などに係る業務を予定してございます。

- 杉田委員 了解。
- 池谷委員長 それでは、次に3番目の質疑に移ります。
- 藁科委員 それでは、私のほうから2款1項11目、ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業につきましてお伺いをいたします。
- 民間での車両導入の現状はどのような状況か。今後、車両導入の目標台数はどの程度に設定をされているのか、お伺いいたします。
- 議案質疑に重複する部分がありますので、重複部分は省いていただいて結構かと思っておりますので、御回答を願います。
- 白石道路課長 ユニバーサルデザインタクシーでございますが、焼津市内に本社、もしくは営業所を持つタクシー事業者、保有台数は合わせて12台ということで聞いております。
- 次に、令和2年度予定している台数でございますが、4台でございます。
- 以上でございます。
- 藁科委員 誰もが利用しやすいタクシー、利用者の利便性が高まれば本来の目的を達成できるものと思っております。
- 補助対象車両について少し確認をさせていただきたいんですが、今、本社、営業所等あって、12台がありますということで、これからの今年度の予定を含めて、また追加台数になっていくかと思うんですけど、本社が同行政区内になって、営業所が他行政区内にある。本社が他行政区内であって、営業所があると。その場合の導入車両、また、12台の今報告いただきました車両の台数というものの維持というか、管理というか、やはり近くであって使いやすくなるのが一番業者にとっていいものかと思っておりますので、その辺の管理というか、把握を今後どのようにされるのか、お伺いをさせていただきます。
- 白石道路課長 購入する際のユニバーサルタクシーの営業の所在といえますか、そういうもののどういう確認をしているかということでございますが、今回のユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業につきましては、補助金交付要綱を策定するということが予定してございます。その中で、購入するUDタクシーの使用の本拠地を焼津市内の業者であることを自動車の車検証で確認したいということで予定してございます。
- 以上でございます。
- 藁科委員 了解いたしました。
- 池谷委員長 次に、4番目の質疑に移ります。
- 秋山委員 私も同じくなんですけれども、2款1項11目、ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進事業費20万円なんですけれども、この事業の背景を教えてくださいませんか。
- 白石道路課長 背景でございますが、平成30年3月に策定いたしました焼津市地域公共交通網形成計画の基本理念であります、市民が暮らしやすく、誰もが移動しやすい交通環境が充実したまちやいづに基づきまして、事業を実施するものでございます。
- 秋山委員 その計画に基づいてやる事業だということです。で、令和2年は4台予定で20万円ですから、1台当たり5万円ということなんですけど、いま、実際に保有している12台もこういう形の補助の下で今あるものなのでしょうか。
- 白石道路課長 今回、焼津市が交付要綱を定めて実施するものは、令和2年度からでございます。ですから、現在12台購入しているものについては、焼津市から交付金等の補

助は行っておりません。

以上でございます。

○秋山委員 それで、ごくたまに、ユニバーサルタクシーなんだけれども、実際に体の不自由な方が乗車拒否されてしまったということがありますので、その利用、または車の運行する事業者さん、また、ドライバーさんといえますか、その辺にユニバーサルデザインのもの、もともとが理念的なものがこの名前になっていると思うんですけど、誰も拒まないタクシーですよという、それでその対応のことなどについても、この計画を確かなものにするために、この補助も活かすために、ぜひそういったところも配慮していただけるのかと思うんですが、どうでしょうか。

○白石道路課長 私どものほう、先ほど言いました自主運行バスも含めまして、やはり市民の方が移動手段を確保すると。今後につきましては、高齢化、そして交通事故等がございますので、やはり公共交通につきましては、こういった交付金等をユニバーサルデザインタクシーの導入等を含めて、皆様が移動しやすい環境整備のために、タクシー事業者とも協力を得ながら進めていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

○岡田委員 それでは、私のほうでは8款1項2目、県費補助の地籍調査事業について伺います。

来年度の、調査区域が栄町6丁目ほか、いろいろ書いてございます。これは間違いがないんでしょうか。

実は、私のうちの前に基準点というびょうが打ってあります。そして、私のうちは栄町6丁目です。昨年の秋、私のうちの前から1丁目の付近、地籍の測量をしていたような覚えがあります。それで、それについては、今後どのような状況で進んでいるのか分かりませんが、今年度は本当にそこの地域なんでしょうか。

昨年の予算が補正予算で減額されてきているわけですけども、予定どおり進んでいないのか、それとも今後の事業の中でいろんな不確定があつて返したのか。その辺、教えてください。事業進捗予定は今後どうなっているのか、教えてください。

○新村土木管理課長 来年度の調査地域ですけれども、栄町6丁目及び隣接する焼津1丁目の地籍調査事業を行う予定となっております。あと、今後の事業予定ですけれども、焼津市におきましては、津波浸水区域につきまして順次施行しております。なおかつ、先ほども御質疑が出ました減額されているということがありましたけれども、事業については予定どおり進捗している状況でございます。

以上でございます。

○岡田委員 そうすると、うちの前をやっていたのは、あれはまだ予定ではない分をやっていたということですか、進んでいたということ。

○新村土木管理課長 栄町6丁目付近におきましては、今、実際に国土交通省のほうで市街地における測量なんかの今基準点等を行っておるところでございます。市が発注しているものではございませんけれども、国のほうで行ってもらっている測量の基準点の付近と思われます。

以上でございます。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に6番目の質疑に移ります。

○須崎委員 私からは、予算書案161ページ、説明書131ページ、歳出8款2項1目、説明欄の中の道路台帳整備費についてです。

通告の一覧表のほうには、道路法台帳整備事業となっておりますけれども、道路台帳整備費に訂正をいたします。

それでは、私から3点ほどお伺いいたします。

1点目は、前年度の予算額に対して3.3倍の4,551万円の原因は何なのか。2点目は、道路台帳の路線延長は何路線になるのか。3点目は、道路台帳修正の延長距離は何メートルになるのか、お伺いいたします。

○新村土木管理課長 まず、1点目の予算の3.3倍強となった原因でございますけれども、令和2年度予算につきましては、令和元年度で新規認定しました路線でありますとか、道路改良工事等によりまして道路区域を変更した路線の台帳整備に加えまして、焼津市南部土地区画整理事業で新たに整理されました道路を令和2年度に市のほうで移管を受ける見込みであることから、当該の区画整理事業区域内の道路につきまして、道路台帳の整備をするために計上したものでございます。

あと、2点目、台帳修正の路線数でございます。これにつきましては、483路線を見込んでございます。

御質疑3点目、台帳の延長距離ですけれども、約71キロメートルを見込んでおります。

以上でございます。

○須崎委員 それでは、確認いたしますけれども、非常に長い路線、そして路線数も483という路線数ですけれども、この台帳整備のほうの完了時期はいつ頃になるのでしょうか。

○新村土木管理課長 台帳整備につきましては、令和2年度末までということでやっております。

以上でございます。

○須崎委員 承知しました。

今、道路台帳の閲覧は、窓口で閲覧をしていると思うんですけれども、今後、ホームページでこの台帳を閲覧するというと非常に便利になるのかなというふうに思いますし、それから、窓口での業務も職員の方は非常に軽減される、そして、利用する人もいつでも利用できるかなというふうに思うんですけれども、今後、このような閲覧ができるような状況になるのかどうか、お考えをお聞きいたします。

○新村土木管理課長 道路台帳につきましては、道路法の規定によりまして、私ども道路管理につきましては、道路台帳の閲覧を求められた場合には拒むことはできないということで、求められた場合にやっておりますので、それにつきまして、また、私どものほうで今のウェブ運営等によりまして、図面等についてはホームページでも見れますので、そういった中で御活用等いただければということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○須崎委員 承知しました。

○池谷委員長 それでは、7番目の質疑に移ります。

○岡田委員 それでは、8款2項2目、道路維持に関することについてお聞きします。

道路維持費並びに道路設備補修費が、それぞれ減額をされています。

市内を見ますと、いわゆる交差点の凸凹、あるいは穴が空いている、そういった問題、並びに学校の周辺なんかを見ますと、横断歩道の区画線、あるいは車線の白線が工事によって途切れている。このような状況がかなり見受けられます。昨年以上に気を付けて見ておるものですから、本当にこの予算、減額して大丈夫なのかという心配がありまして質疑いたしました。

○白石道路課長 私どもとしましては、道路施設を良好な状態に保つために定期的な点検などを実施するとともに、市民から道路施設の破損の通報とか補修要望があった場合には、現地をまず調査いたしまして、施設に不具合等が生じている場合につきましては、速やかに修繕を、補修を行ってまいりますということでございます。

以上でございます。

○岡田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、次に8番目の質疑に移ります。

○太田委員 私も8款2項2目、道路補修費の関係で。

今、岡田委員がお話ししたように、特に大井川地区につきましては、港湾道路を抱えていまして、交通量が非常に多い場所があります。白線がもう見えない。私らお年寄りが非常に増えている中で、交通安全は大丈夫かという中で減額になっていますので、その辺をお聞きしたいと思えます。

○白石道路課長 予算の道路施設補修費の減額の理由でございますが、令和元年度の予算におきましては、中港地下道ポンプ動力制御盤取替工事の費用を予算計上いたしまして、本年度、工事が完了いたしました。その結果、令和2年度当初予算から減額になっていることが主な減額の要因でございます。

以上でございます。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、9番目の質疑に参ります。

○須崎委員 私からは、予算書案163ページ、説明書欄135ページ、歳出8款2項3目、三ヶ名小屋敷線道路改良事業についてです。

平成28年度より現地測量、あるいは地質調査、そして道路の詳細設計及び物件調査などを実施しており、今後、恐らく工事の着手にもなるのかなというふうに思っておりますけれども、昨年度よりも金額が、前年度1億3,500万円から今年度は予算が6,900万円になりました。その原因をお伺いいたします。

○白石道路課長 減額の理由でございますが、令和元年度につきましては、大型物件の移転補償を実施し、多額の補助金が必要でございました。令和2年度につきましては、計画している用地補償費については必要な予算を計上しており、計画どおり事業を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○須崎委員 計画どおり進んでいるということですので安心しました。そして、その辺のところでお伺いしますが、用地の物件調査の進捗はどのくらいの進捗率になっている

るのか。それから、あとは、用地及び物件補償の進捗の状況、そして土地の取得率ほどのくらいの状況になっているのか、分かる範囲で教えてください。

○白石道路課長 実際に用地補償の件数を、御報告のほうをさせていただきます。

今回の三ヶ名小屋敷線道路改良事業につきましては、用地補償件数、総件数でございますが、29件を予定してございます。

平成29年度から補償等事業に着手いたしまして、令和元年度までの用地補償件数は8件、令和2年度当初予算で予定しているものでございますが、用地取得が8件、物件補償等の補償が7件でございます。

今現在予定している内容は以上でございます。

○須崎委員 予定どおり進んでこのくらいの件数になるといいと思いますけれども、最終的に土地取得の完了というのはいつ頃を想定しているのか、あるいは予定をしているのか、お聞きいたします。

○白石道路課長 物件補償の完了年度予定でございますが、令和3年度を予定してございます。

以上でございます。

○須崎委員 物件補償はそういうことで、用地のほうはいつ頃を予定しているのか。

○白石道路課長 用地取得、物件補償、それぞれ補償に係る内容につきましては、令和3年度完了を予定してございます。

以上でございます。

○須崎委員 了解。

○池谷委員長 それでは、10番目の質疑です。

○河合委員 私からは、8款2項5目、自転車通行空間整備事業費からお伺いします。

この説明の中にある、自転車ネットワーク計画の概要についてお伺いします。

○白石道路課長 令和2年度の予定している内容でございますが、自転車ネットワーク計画の策定につきましては、令和元年度から事業を実施してございまして、令和元年度実施いたしました基礎調査の結果に基づきまして、令和2年につきましては、整備路線の選定、整備形態の選定、整備優先度などの検討を行い、ネットワーク計画を策定する予算を計上してございます。

以上でございます。

○河合委員 この事業、自転車にとってできるだけ安全な通行空間を、空間というか、エリアを整備しようということだと思っておりますけど、全国的には進んでいない事業というふうに聞いていますけれども、全国的に進まない理由として、どのようにその理由を捉えていますでしょうか。

○白石道路課長 これは全国的な内容になりますので、平成28年3月に国土交通省が取りまとめいたしました自転車ネットワーク計画策定の早期進展と安全な自転車通行空間の早期確保に向けた提言というのがございます。

その中で、自転車ネットワーク計画の策定が進まない要因といたしまして、自転車走行空間を整備する余地がない。これは、空間的制約があるということでございます。それと市内対象地域全域を計画策定することに非常に広い範囲、自治体だと思っておりますが、苦労していると。それと、地元や関係機関の理解を得ることが難しいといった意見が上

げられているということで報告されてございます。

以上でございます。

○河合委員 それと、全国的になかなか進まない中で、これ、インターネットで調べたあれですけども、事故の多い市町に促進助言をするということで、焼津にそういう指導とか助言があったということはないですか。

○白石道路課長 自転車事故につきましては、交通の統計等によりますと、確かに焼津市は事故の件数が他市に比べて多いのもございますが、今回の計画策定につきましては、全国的に国土交通省、または警察庁の指導といたしますか、助言によりまして、まず自転車の安全確保を図ろうということで進めている事業でございますので、特別焼津市が事業をしてほしいとか、そういう御要望は国、県等からはございません。

以上でございます。

○河合委員 安心しました。

そういう中で去年から、今年度ですね、調査を始めて、来年度計画ということですけど、これから選定ということですけど、どの辺のエリアから始めようかという、一応、今、狙いとかあったら教えていただけますか。

○白石道路課長 計画の策定に当たりましては、国、県の道路管理者、静岡県でいいますと島田事務所、国でいいますと国土交通省の静岡国道事務所、それと焼津警察署、それとあと民間の方でございますが、交通安全指導員の代表の方、それと市の関係部局、これは道路課だけではなくて市民部局、ソフト対策も行っているところ、それと教育部局の担当者も含めまして構成する協議会を設置しておりますので、令和元年度に取りまとめをいたしました基礎調査の結果を基に、交通のそれぞれ専門家の皆様ですので、皆さんから御意見などを伺いながら、整備路線の選定作業を進めていきたいということで予定してございます。

以上でございます。

○河合委員 なかなか全国的に進まないのは、やっぱり日本の道路事情というか、狭い道路の中で自転車優先道路みたいなものを造るのは難しいとは思いますが、あれば安全であることは間違いのないと思いますので、今後、見守っていきたくと思いますので、頑張ってください。

以上です。

○池谷委員長 それでは、次に11番目の質疑です。

○川島委員 私からは、今の河合委員と同じ自転車通行空間整備事業費についてお伺いいたします。

今、いろいろと説明を頂きました。私のほうから1点だけ、今現在、焼津駅北口から瀬戸川にかけての直進の道路に、自転車専用の通行レーンが敷かれた道路がございます。非常にすばらしいなというふうに思いながらいつも見ているわけですけども、残念ながら、進行方向の道路上にちゃんと矢印が書かれていて、こちらの路線は向こうに進むんですよという矢印までついているんですけども、その上を走っている自転車が逆走しているという状態が多々あります。

なかなか自転車に乗る方たちの安全マナーといたしますか、そういったものもまだまだ追いついていない状態の中でありまして、これはなかなか難しい部分もあります

けど、それも含めた道路標示についてどうお考えか、御回答ください。

- 白石道路課長 まず、自転車空間のネットワーク計画の策定でございますが、我々のほうも、先ほど委員のほうからお話ございました、矢羽根型という路面標示でございますが、こういったものにつきましては、平成28年7月に国土交通省と警察庁が策定した安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインということでございます。それに基づきまして、形態につきましても私どものほうで平成29年度に整理してございますが、こういったものがまだ十分周知されていない部分もあるかもしれませんが、我々のほうもやはりせっかく整備をいたしますので、しっかり交通ルールの周知も当然関係部局と調整を図りながらやりますし、例えば、整備の予定でございますが、主にそういった道路の交差点でありますとか路肩に矢羽根型の路面標示などの設置が他市も含めて同様な整備形態になりますので、それにつきましては、全国的に整備が広がってくれば周知も図れるだろうということもありますので、また、我々のほうも周知を努力していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

- 川島委員 ありがとうございます。

新年度、具体的に今どの辺に設置予定かという場所は特に、もし具体的にこの辺だということがあれば、教えてください。

- 白石道路課長 現在、今の中では予定は、令和2年度につきましてはございません。

以上でございます。

- 川島委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、次に12番目の質疑です。

- 深田委員 8款3項1目、水防管理費1,644万9,000円についてです。

1、管理費の内訳を伺います。2、水害ハザードマップの作成はどのように行いますか。3、各戸世帯への配付はいつ頃になりますか。4、家庭用止水板の研究は行うのか、伺います。

以上です。

- 八木河川課長 まず、水防管理費の内訳ですけれども、まず、ハザードマップの作成業務委託、それから、河川課所管の排水ポンプ場の管理業務委託、そして、水防演習の経費、そして、水防用資機材の購入に関する経費、それから、水防団員に係る経費、その他、排水ポンプ車に係る管理業務や電気、水道料などでございます。

次に、ハザードマップの作成についてでありますけれども、ハザードマップの作成については、令和2年度の早い時期に業務委託を発注しまして、県により作成されました浸水想定区域図を基に作成をしております。

次に、各戸配付についてですけれども、令和2年度の末を予定しております。

次に、家庭用止水板についてでありますけれども、止水板については、対策の1つとして研究をしておりますけれども、水防管理費には計上はされておられません。

以上です。

- 深田委員 初めに管理費の内訳の事業名をお伝えいただいたんですが、それぞれの金額は幾らになりますでしょうか。

- 八木河川課長 申し訳ありません。

まず、ハザードマップの作成業務委託ですけれども、700万円、河川課所管の排水場のポンプの管理委託が428万4,000円、水防演習の経費が138万円、水防用資機材の購入が110万円、水防団員に係る経費が96万1,000円、その他については172万4,000円でございます。

○深田委員 分かりました。そうしますと、ハザードマップの業務委託700万円、これは、令和2年の早い時期に業務委託するという事なんですが、内容は、国、県の浸水域を入れて作成するという事なんですが、どちらに業務を委託するのでしょうか。

○八木河川課長 委託ですけれども、これから入札を確定します。

以上です。

○深田委員 一般競争入札ということで、公募してでしょうか。

○八木河川課長 委託になりますので、指名競争入札になります。

○深田委員 指名競争入札というと、何社か、1社ですか、もう決まっているということですか、どこか。

○八木河川課長 指名競争ですので、複数社を入れまして、それで入札ということになります。

○深田委員 条件付競争入札というのじゃないんですね、そういうのは。指名競争入札というのでね。そうしますと、700万円の内訳というのはどういうものなんでしょうか。

○八木河川課長 700万円の内訳ですけれども、作成費用と、それから印刷に係る部分が大きい部分です。

印刷が、大体、今想定しているのが、約半部以上になるかと思っております。

以上です。

○深田委員 そうしますと、内容を作成するのと印刷業者とはまた別ですよ。一緒にやっちゃうんですか、こういうものは。印刷業者はまた別に入札するんじゃないですか。

○八木河川課長 同じ業者に一括で発注することを考えております。

以上です。

○深田委員 分かりました。

あと、水防演習とか、水防団の演習に138万円と96万1,000円が新設されておりますが、水防団の演習というのは、身近な地域ではあまり見られないんですけれども、消防団の台風に対したときは、台風の19号のときは、うちの地域は、特に消防団には連絡はなかったけれども、地域の見回りに出たんですって。でも、はまっちゃったんですって。だから、そういうことで水防団の人たちと消防団との連携で演習をするということはないのでしょうか。

○八木河川課長 演習を水防演習と一緒にやるわけなんですけれども、水防団のほうが区域が市内全域になっていて、大井川方面、川が中心だものですから、一緒にやることはあまりありません。

以上です。

○深田委員 年に1回はあると思うんですが、一緒に大井川の河川敷で水防訓練はあると思うんですが、それ以外に大井川の地域で水防団の皆さんが演習すると同時に、台風の災害のときに地域の消防団の皆さんも活躍していただいているものですから、地域で消防団の人たちが水防対策にも活躍できるような、そういう対策というのは、一緒に訓

練るとか、何か講習を受けるとか、そういうのはやっていらっしゃらないんですか。

- 増田建設部長 細かい話になるんですけども、指揮系統というものがございまして、水防団のほうにつきましては、その件は河川課の所管の1つということになっています。それで、消防団につきましては、防災部のほうの所管の組織ということになります。縦割り、何も関係ないというわけでもなくて、災害対策本部が立ち上げられたときには、水防団の団長も参加しているような恰好になっておりまして、災害対策本部という1つの中で指揮系統に入って、傘下に入って、相互に協力して、治水を含めました災害対応に当たるということでございます。

そういったことで御理解いただけないかなというふうには思うんですけども、特に相互に協力するのは、地域地域によるとは思いますけれども、当然、大井川地区の皆さん、非常に地域の団結力が強いものでございますから、いわゆる組長さんとか、そういうのと同じような恰好で水防団の団員の方を選出されております。

そういった中で特に私どもとしては、水防団、大井川を特に中心とした、大井川、藤守川を中心とした活動でございますので、なかなか大井川がはぜるということはないものですから、実際の活動というのはなかなか目立ったことがないと思いますけれども、そういった中で地域に密着した中で活動していただいているということでございます。よろしくをお願いします。

- 深田委員 ぜひそういう地域に密着して活躍されておられる大井川等皆さんの水防団の活動の姿をやはり別の焼津の、旧焼津の皆さんにもやっぱり見せていただきたいなど。そういう機会がありましたら、またお願いしたいと思います。

それから、最後にお伺いします。

ハザードマップの配付の時期が令和2年度末ということで、1年後ぐらいに配付になると思うんですけど、そうしますと、今年の夏から秋にかけて、また台風が来るんじゃないかという心配の声もございます。広報課でも臨時号を出すということをお聞きしまして、河川課がほかの課が出す情報を頂ければ検討もできると。防災課のほうも避難所の関係がございまして、それも併せてお願いしましたので、ぜひ河川課のほうでも御協力いただければと思います。

もし御意見がありましたら、御回答いただけましたらお願いします。

- 八木河川課長 今、臨時号ということでございましたけれども、現時点ではまだ未定ですけれども、毎年6月に水防演習と併せた記事を出させてもらっています。今後、広報広聴課とまた協議をして検討したいと思います。

以上です。

- 深田委員 よろしくをお願いします。了解。

- 池谷委員長 それでは、次、13番目の質疑です。

- 秋山委員 私も、同じく8款3項1目、水防管理費、これについてです。

今、水害ハザードマップ作成のこととか、スケジュールとか、いろいろ御説明いただきましたので、改めてというか、確認をしたいんですけど、国とか県が今までのハザードマップをもう一度見直すだとか、そういう動きを今年の台風19号を受けてあると思うんですが、その辺の最新の浸水想定というのを反映して焼津市のハザードマップも作られる。だから、年度末ぐらいになるよというふうには受け止めればいいでしょうか。

○八木河川課長 今、言われたそのとおりでございます。国、県で最大規模の浸水の区域ということで出すものですから、それを反映したものとしていきます。

以上です。

○秋山委員 そうすると、早くできるといいなと思いつつ、やっぱり確実なと言いますか、最新のもの反映されているというのがいろんな計画等にも影響してくると思いますので、それを期待していきたいと思います。

もう一つ、そのハザードマップ、全戸配付も出来上がった時点でということなんですけれども、防災部のほうにもいろんなツール、多言語化というのを進めているようなんですが、今回のこれについても、多言語とまではいかななくても、何らかの工夫というのとはされる予定でしょうか。

○八木河川課長 日本語だけでなく多言語ということで、数がまだ決定していませんが、それで考えております。

以上です。

○秋山委員 あと、もう一点、昨年の台風19号で浸水した箇所、ポイントをマップに落とし込んだものを、私たち議員にも資料で頂いていますし、各自治会長さんへの説明のときにも配付されるということなんです。私たち、頂くときに変更が入る可能性もありますよという注意書き、但し書きを頂いているんですが、この間もやりとりの中で確認しましたが、一応あれが台風19号で浸水した箇所、焼津市の場合ということで、ほぼ確定というふうに受け止めた情報とさせてもらっていいでしょうか。

○八木河川課長 そのつもりでございます。来年度、また作業する中で新たにまた浸水した箇所が分かれば、それも追加をしてまいりたいと思います。

以上です。

○秋山委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、最後の質疑になります。14番の質疑に参ります。

○須崎委員 私のほうからは、予算書案165ページ、説明書資料の139ページ、歳出8款3項3目、都市消火栓改修事業費について、3点ほどお伺いをいたします。

まず、1点目は、前年度予算額2,630万円、今年度予算額5,330万円の原因は何か、お伺いいたします。

2点目は、令和元年度に行った改修調査結果に伴う工事箇所なのか、お伺いをいたします。

3点目は、工事箇所はどこか、お伺いをいたします。

○八木河川課長 まず、1点目でございます。

平成の30年度と今年度ですけれども、都市消火栓改修事業費と、それから都市消火栓緊急改修事業費というものに分かれていたものを、都市消火栓改修事業費に統合したのになります。

2番目の改修調査結果に伴う工事箇所かということでございますが、令和2年度の工事予定箇所ですけれども、令和元年度に行いました改修の調査箇所ではございません。令和元年度の改修、調査ですけれども、準用河川の天王川の流域を行いまして、これは、県で今、2級河川の志太田中川の整備計画を策定しております。これに合わせまして、合流する準用河川の天王川について必要となる断面を決定するためのこれは業務でござ

います。

次に、工事箇所ですけれども、令和元年度に予定しています工事箇所は、大覚寺、下小田、高新田、上泉等の水路改良を11か所予定してございます。

以上です。

○須崎委員 件名のほうは、2つの事業費が1つになったということで、増額は承知しました。

2点目のほうは、改修調査結果に伴わない増ということで行ったということですので、それについて、その工事箇所の選定はどのような選定の方法で行ったのか、お伺いいたします。

○八木河川課長 工事箇所の選定ですけれども、治水上必要とします河川などから、あと、地元要望に対応しました箇所を選定しております。

以上です。

○須崎委員 分かりました。

それで、最後になりますけれども、11か所の今年度工事をやる予定だということですので、この工事の完了時期はいつ頃になるのか、お伺いいたします。

○八木河川課長 11か所のうち4か所につきましては、債務負担行為によりまして6月中に完了をする予定でございます。残りの7か所につきましては、秋口以降の渇水期に工事を予定しておりまして、年度後半に順次完成をさせてまいります。

以上です。

○須崎委員 了解しました。

○池谷委員長 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

関連してほかにありませんか。

ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、建設部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、建設部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

なしですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、建設部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会建設部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。3時5分まで。

休憩(14:53~15:04)

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

日程第1号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出予算案」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

○藁科委員 それでは、8款4項1目、立地適正化計画策定事業につきまして質疑をさせていただきます。

事業説明の中にコンパクトなまちづくりとあります。コンパクトなまちづくりとは、どのようなまちづくりか。また、目指している計画の事業規模につきましてお伺いいたします。

○杉山都市計画課長 藁科委員にお答えいたします。

最初に、コンパクトなまちづくりの内容でございますが、今、国では、今後のまちづくりとしまして、少子高齢化、人口減少を背景にしたところで、快適で健康なまちづくりということを示しております。それと併せまして、財政面、経済面、そのほか、そういったことを含めまして、持続可能なまちづくりということも大きな課題としております。

そのような中で、都市再生特別措置法におきましては、この立地適正化計画というもの策定して、これらの課題を現実に向けていこうということになっております。そして、この立地適正化計画の内容としましては、市街化区域をよりコンパクトにしていくということが大きな目的となっております。

医療、福祉、あと、教育文化、商業、そういった施設を集約、誘導していく。これを都市機能誘導区域と呼んでおります。それと併せまして、居住を誘導して集約していくところ、これを居住誘導区域と呼んでおります。

こういった方策をとりまして、市民の方々が日常生活範囲を小さくするという、それから、こういった誘導区域をネットワークで結ぶ、公共施設などのネットワークで結んでいながら、移動範囲を少なくしながら、各種サービスの提供に努めていくというのが、このコンパクトなまちづくりの目的となっております。

それと、次に、事業の規模でございますが、これは計画でございますので、事業の規模という言い方はちょっと適していないのかもしれませんが、内容的には、市街化区域をそういった都市機能誘導区域、居住誘導区域、そういうものを設定する中では、今の現在の人口数、それから世帯数、それから産業の動向、それから土地利用の状況、そういったことを加味しまして、これら誘導地域を設定していくということで進んでいきます。

以上でございます。

○藁科委員 ただいま御説明いただきまして、これからの事業の計画ということでお伺いをいたしました。事業が、計画が進捗するごとに、また細かな報告をしていただきまして、私どもが把握できるように、また、実態に努めて私たちも聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○杉田委員 私も同じ項目について、1点お尋ねいたします。

コンパクトなまちづくりのための立地適正化計画、今、大体説明は聞いたわけなんですけれど、市街化区域のコンパクトなまちづくりということなんですけれど、これから市街化区域にしようというふうには何か思っているような地域、そういうところにもこれを当てはめる予定はあるんですか。

○杉山都市計画課長 今、この立地適正化計画というのは、市街化調整区域を対象として、その中をコンパクトにしていくというのが主な目的でございます。

○杉田委員 市街化調整区域。

○杉山都市計画課長 市街化区域です、ごめんなさい。市街化区域をよりコンパクトにしていくというのがこの目的でございます。

ただ、それに絡めまして、市街化調整区域にもある程度の視野を向けてということでは考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○杉田委員 このコンパクトなまちづくりというのは、いわゆる政府のほうで言っているコンパクトシティ、このことを言っているんだと思うんです。それでいいですよ。

コンパクトシティ、この政策の柱というのは、自治体が策定する立地適正化計画そのものになると思うんですよ。で、これまで進めてきた立地適正化計画、この関連事業を個別に補助していこうというのが立地適正化計画関連法、2020年度、令和2年度、国会のほうに提出されていると聞いているんですけれど、今まで焼津市として、この新規事業ということでもいいんですか。

もう一回言います。

今までもこの立地適正化計画というような形で、前からそういう名前で、事業としてあると思うんですけれど、今までこういう計画というものを焼津市として事業を行ったということはありますか。

○杉山都市計画課長 この立地適正化計画は、これから策定するものでございます。ですので、今現在はこの計画はございません。そして、この立地適正化計画を策定することによって、国からの各種補助、支援、そういったものも対象となってきます。

以上でございます。

○杉田委員 自分の調べ方が悪かったのかもしれないんですけど、来年度の予算案として出ているものというのは、交付金事業として進められてきた立地適正化計画関連事業を個別事業ごとに補助するものというふうに書いてあったんですよ。ということは、今まで焼津市としてこういう何か事業計画みたいなものを進めてきて、その個々についてなんかを補助してもらって、そういう予算なのかなというふうに思ったんですけど、そうじゃなくて、今までやったことないがないということですよ、それについては。これ、昨年度ないものでそうかなと思ったんですけど。

そうなったときに、先ほど、説明の中で、防災上危険な場所から災害弱者と言われる病院だとか、先ほど言ったデイサービスだとか、いろんなそういう施設、そういうものの危険な場所から移転とかそういうものをする、そういうものは計画の中に入っているということですよ、よろしいですか。

○杉山都市計画課長 防災上、危険なところに立地している施設をこの都市機能誘導区域、あるいは居住誘導区域に率先して進めていくものというだけではなくて、それ以外でも、今、市街化区域の中でも人口密度の少ないところなどについては、より人口の密のところに、例えば建て替えのときに移転をしてもらうだとか、これ、区画整理事業のように移転をもらうというよりも、移転を誘導するというような事業になってきます。

以上でございます。

○杉田委員 焼津市で今までなくて、今後ということで、過疎のところ、市街化区域になっているけど過疎のところ、そういうものをできるだけコンパクトにしていくという、そういう趣旨。それから、もう一つが、今、私も言ったけれど、防災上危険なそういう地域、そういうところから災害弱者の施設だとか、そういうものを移転する、そういうものも入っていると思います。

そういうものを多分計画の中に入れていくだけじゃないかなと思いますけれど、昨年12月の国交省の資料で、275の都だとか市の中で、242の自治体がこの立地適正計画、そういうもので定めた、そういうところが、先ほど誘導区域と言いましたね、都市機能誘導区域、あるいは居住誘導区域、そういうものが洪水時の浸水想定区域を含んでいたというのが昨年12月の国交省の報告の中であつたんですけれど、そういう意味からしたときに、焼津市が今からこの事業をしようと言ったときに、そういうところでの対応というのは、当然、頭の中に入っているということだと思いますよ。

○杉山都市計画課長 今のそういった浸水区域、あるいはそういった区域については、この立地適正化計画の中でももちろん検討をしていきます。それで、今、杉田委員がおっしゃったとおり、全国の200幾つの都市においては、そういった浸水区域が含まれているというようなことがあったということなんですけれども、この立地適正化計画が始まった頃には、まだ細かなそういったルールというのが定まっていなかったような気がします、私も調べてみると。それで、台風だとか、津波だとか、そういったことが多々ある中で、そういった危険な区域を誘導区域に設定するのはどうかということで、そういった資料が出てきているのかなというふうに思います。

それで、焼津市の立地適正化計画を策定するに当たっても、その辺はやっぱり重要なポイントになってくると思います。また、やり方については、来年度検討する中で、その辺は定めていきたいなとも考えております。

以上でございます。

○杉田委員 今、この前のところで、建設部のところでもいろいろ意見が出たんですけれど、ハザードマップ、こういうものを、今、河川部なんかを中心しながら作ろうとしている。それが令和2年度末には配付されるというふうに言っているけれど、こういうハザードマップ、そういうものが市の別の部署で、今、作られようとしていますけれど、そういうものが参考にされると思うんですけれど、そうすると、参考にするにはもっと前にハザードマップができていないとまずいなと思うんですけれど、その辺、河川課との関係、建設部との関係、それをどのようにやろうとしていますか。

○杉山都市計画課長 今、来年度、河川課でそういったハザードマップの見直しといたしますか、そういったことをやっていくよということなんですけれども、来年度、この立地適正化計画を検討する中でも、そういった資料というのは参考にしながらやっていきま

す。

それで、ハザードマップ以外でも、市の中では各種いろんな計画があるものですから、その危険区域以外の計画についても、いろいろこの計画、立地適正化計画の中で反映してくような格好では考えていきたいなと思います。

以上でございます。

○杉田委員 この事業というのは、焼津市だけじゃなくて、先ほども言いましたように、全国で、あちこちでやっているんですけど、この近隣市町でも多分やっているんじゃないかなと思うんですけど、近隣市町の状況というのは御存じですか。

○杉山都市計画課長 今、県内35市町の中で、策定済みのところは12都市あります。

それで、近隣で言いますと、藤枝市が既に策定済み、それから島田市については検討中だということ聞いております。それで、焼津市におきましては、来年度、再来年度の2か年で策定するように計画しております。

以上でございます。

○杉田委員 了解しました。

今、全国でいろいろ心配なというか、国交省が出したようなその資料で、それが最初の資料はそういうのがなかったかもしれなかったけれど、やっぱり今回の19号を含めてですけど、やっぱりすごく重要にしていかなきゃならないというふうに思いました。

先ほど、都市機能ということで、人数が少ないところの地域の市街化区域、そこをもし何か建て替えるか、そういうときにはこっちに来てくださいよみたいな、そういうのは強制力が働くのですかね。

○杉山都市計画課長 この計画策定に伴いまして、強制力というものは発生していきません。あくまでも誘導という形を取るものですから、例えば、先ほども申し上げたとおり、建て替えのタイミングを見計らって居住誘導区域に移転してもらうだとかというものを期待しております。

以上でございます。

○杉田委員 意見としてね。今、強制力はないよということですけど、やっぱりあちこちでいろんな問題を起こした中で、今後、将来のまちづくりの在り方、こういうものをコンパクトシティのモデルだよということで押しつけるようなことを絶対しないで、地域の人たちの声というもの、住民参加、そういう形を必ず取っていただきたいと意見で申し上げて終わりにします。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私、同じく立地適正化計画策定事業費についてなんですけれども、お二人の委員のを今見ていると、ほぼ了解しましたので、ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、次に4番目の質疑へ移ります。

○青島委員 8款4項1目、焼津駅南口都市再生事業費についてであります。

県等との協議及び研修等のそれについての対象者はお聞きします。なぜかという、まちづくりという形でやるものですから、これを確認しておきたいという意味です。

○村松都市整備課長 青島委員にお答えします。

県等と協議及び研修等費についてでございますが、対象者は、都市整備課の担当職員でございます。

以上でございます。

○池谷委員長 了解ですか。

それでは、次の5番目の質疑に移ります。

○藁科委員 私のほうから、8款4項2目、緑化維持管理費につきましてお伺いいたします。

公園緑化管理費に道路67路線ということで含まれているわけなんですけど、道路に関する植樹がこの公園管理費に含まれていることにつきましてお伺いするわけなんですけど、67路線、16路線の道路植栽が、何の基準から公園緑地の管理となるのか、その辺を教えてくださいいただければと思います。

○村松都市整備課長 藁科委員にお答えいたします。

道路事業者が施工した街路樹及び街渠ますにつきましては、事業者から管理移管を受けていることから、公園緑化費として予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○藁科委員 その維持管理に関するパトロールなんですけど、街路樹の、どのように実施されているのか、また、その結果におきまして管理をどのようにされているのか、状況を教えてくださいいただければと思いますが。

○村松都市整備課長 パトロールの実施方法につきましては、管理業者が月に一度、街路樹の受け持っている部分につきまして点検パトロールしまして、それを当課のほうに報告を頂きます。そこのところで異常が出た場合とか、そういうところにつきましては、現場を確認した上で対応を検討しております。

以上でございます。

○藁科委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、次に6番目の質疑です。

○村松委員 8款4項2目のさくらプロジェクト整備事業費400万円です。

新規ですので、事業内容の詳細、それと今後の事業展開を教えてください。

○村松都市整備課長 村松委員にお答えいたします。

事業内容につきましては、市道港中学校西側線、通称トレーニング道路、延長約500メートルの中央分離帯に公益財団法人日本さくらの会、宝くじ桜寄贈事業を活用して、桜の木を50本植栽し、新たな桜並木を創出するための予算となっております。

今後の事業展開につきましては、現在、河川堤防に植えられている桜並木は、老木化とともに河川法の規制で区域内に植え替えることが難しいことから、既存の桜並木を維持しながら、新たなルートについて研究してまいります。

以上でございます。

○村松委員 今、課長が説明してくれたことが事業化に至った背景だということで理解してよろしいですか。

○村松都市整備課長 そのとおりでございます。

以上です。

○村松委員 これは地元からの要望があったのか、それともいわゆる市のほうでリーダーシップを執ってやったんですか。

○村松都市整備課長 地元のほうから要望もございまして、今回、この場所に桜を植える

形になっております。

以上です。

○村松委員 事業にしてみると、非常にいい事業だなというふうに思います。今後のこの事業はどのようにして進めていく予定なんでしょうか。また、今年度やって、来年度はとかというような形で、例えば3年やって見直すとか、5年やってどうするのかという、その辺を分かりましたら教えてください。

○村松都市整備課長 今回の路線につきましては、単年度事業ということで完了いたします。今後につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、新たなルートについて研究していくという形で、具体的に決まっているようなものはございません。

以上です。

○村松委員 分かりました。いわゆる単年度事業というのは分かったんですけども、自発的に地域をまとめて、ここにというふうなのがあったら、また相談のほうをしていたらありがたいなと思いますので、これは意見としてお願いします。

以上です。

○池谷委員長 次に、7番目の質疑です。

○杉崎委員 8款4項8目、土地区画整理、総事業費について、区画整理計画当初との乖離があると、今後の予定歳出額は幾らか。計画当初の区画整理組合収入との乖離原因とその対応は何をしたか。この事業は単年度で終了か。

以上、お願いします。

○山内土地区画整理事務所長 杉崎委員にお答えします。

南部土地区画整理事業は、昭和62年度に総事業費224億円で開始し、これまで必要に応じ8回の事業計画変更を実施しまして、現在の総事業費としましては520億円であり、当初の乖離額は296億円となっております。

次に、今後の予定歳出額についてですが、令和元年度の事業費ベースで、償還金を含め約9億5,000万円を見込んでおります。ただし、今年度、道路水路などの公共施設整備はすべて完成し、今後については、換地処分に向けた事業収束業務となりまして、必要となる額も見えてきましたので、来年度事業費について精査する中で見直しを行っていくという予定でございます。

最後の質疑にあります終了年度につきましても、同様に来年度事業内容を精査する中で、現在の事業期間である令和4年度を見直しし、延伸する予定でございます。

次に、必要な支出に対して収入を充てる形となりますので、乖離については、収入でなく支出で説明いたします。

計画当初との乖離の原因についてですが、主な原因は、建物等の移転補償費などの増加と物価の上昇、消費税の加算などでございます。

その対応は何をしたかでございますが、組合は、先ほど言いましたように、必要に応じ事業計画の変更を行う中、国庫補助メニューを増やしたり、補助金対象額を上げるなどし、事業費の増額に対応してまいりました。また、市助成についても市と協議する中で対応してきたものでございます。

以上です。

○杉崎委員 8回の計画をやった、大きな青写真との違いの変更もあったようですけれど

も、申し上げます。

ここの中身の1、2、3段階ありますので、1段目、2段目、3段目という形で議会で説明してもらったところです。申し上げます。

1段目のところで、土地区画整理事務職員11人でございます。

これ、解散後の話も含むんですけども、市職員は何人いるのでしょうか。

2段目の土地区画整理事務費の中で、職員とは、これは市の職員のことを言っているのでしょうか。

3段目の1番、見込み外れでの変動だと思うんですけど、これ、1の3というのは、これ、土地バブル期に作られまして、それで、その後、土地融資に係る総量規制がありまして融資制限ができた。これも原因の1つじゃないかなと。ということは、今、原因の中で申し上げなかったんですが、土地金額の最低の見込額が相当、これ、狂っていたのもあるんじゃないかなと思いますので、お答えください。

3番と4番、これは長期化すれば、その年ごとに発生してくるお金ですので、連動的にどんどん加算されて、増額の元になると思うんです。これらの問題で乖離をまた広げていく可能性もあるもので、この事業だけじゃないですよ、ほかも含んで、乖離が広がっていくおそれもあります。

ということから、今後このようなことがないようにできるかというところとちょっと難しいんですが、計画をもっと綿密に練ってやっていくことができるかということについて、お答え願います。

○山内土地区画整理事務所長 職員については、11名とお伺いしております。

市の職員でございます。

当初と事業値の乖離額が、今、甘かったのではないかというようなその理由でございますが、当初計画においては、まだ道路だとか水路だとか、公共施設の形のみで、移転の計画も区画整理後の土地がどこに当てはまるかというのは、その後、計画をしていくものでございます。それで、予定される道路に係る移転費がどのぐらいになるのかだとかというのをあくまでも推定で、また、モデルケースの段階で必要最小限で当初は見ていたのではないかというふうに考えております。

それで計画が決まり、それで仮換地の計画も定まった中で具体的なものが出て、また、移転が決まれば移転方法も具体的なものが出る、そうした形での増額があったというふうに考えております。

以上です。

○篠宮都市政策部長 杉崎委員の今の質疑の中で、事業創設時の予算というお話が出ましたが、これにつきましては、事業計画上、算定を始めたのは、恐らく昭和50年の後半でございます。具体的には、所長が申し上げましたとおり概算金額という、当時、三十数年前の話でございますので、制度的にもそれほど高い精度で積算されているものとはなかなか言いにくいところもありました。あるいは、組合事業という性格の中で、当時、日本でも有数の規模を誇る事業でございましたので、そういったところも踏まえながら事業費を抑えたところももしかしたらあるかもしれません。その辺は推測なんですけど、いずれにしましても、この事業につきましては、理事会、あるいは総代会等の予算決議を通った事業でございますので、ここの場では差し障りのない一般論としてお話をさ

せていただければなというふうに思います。

- 杉崎委員 今後このようなことがないようにできるかという、非常に抽象的な質疑でした。それについてお答え、頂いていないものですから。
- 篠宮都市政策部長 新たに始まる事業については、積算レベルも非常に精度も上がっていたり、あるいは実績から推定できる事業費というのも相当精度も上がっていますので、これほどの乖離がするということはないというふうに思っていますし、逆にあってはならんというふうには思っていますので、新たに発生する区画整理事業については、しっかりと精査をしてみたいというふうに思います。
- 杉崎委員 ぜひお願いします。といいますのは、こういう計画があります、そして、このぐらいになってくると、この場で苦勞しているのは皆さんなんですよね。当初の計画ではとうとう終わっているはずのものを、今の人たちがまだ押して処理していかなくちゃならない。後に引きずるほど大変なことになりますので、ぜひそのようにしてやってください。よろしくお願いします。

終わります。

- 池谷委員長 それでは、次に8番目の質疑です。
- 藁科委員 8款4項8目、今、杉崎委員からお話がありました南部区画整理事業補助費であります。

先般の同僚議員からの一般質問におきましても、この区画整理事業につきまして詳細に御回答をいただきました。また、さきの杉崎委員の質疑に対しましても御回答いただきましたので、私のほうからは、補助費の事業費目ごとの金額だけをお尋ねいたしますので、よろしくお願いたします。

- 山内土地区画整理事務所長 藁科委員にお答えします。

土地区画整理事業補助金の事業費目ごとの補助金額でございますが、保留地価格の差額助成が9,363万円、道路維持補修に要する費用が424万円、組合の運営に要する費用が436万4,000円、前年度に支払った借入金の利子支払額が959万1,000円、換地処分に関連する費用が6,543万8,000円で、合計1億7,726万3,000円であります。

以上です。

- 藁科委員 了解しました。
- 池谷委員長 それでは、次に9番目の質疑です。
- 秋山委員 では、8款5項1目、民間建築物吹きつけアスベスト対策事業費、これ、145万円とあるんですけども、事業の現在の状況、そして今後の見通しの中でこの予算が組まれているんですが、今後どのようにというところも併せて内容を教えてください。
- 高澤建築指導課長 秋山委員の質疑にお答えいたします。

今までに市、あるいは県の補助を利用してアスベストの含有調査を行ったり、あるいはアスベストの除去等を行った件数でございますが、市の補助の含有調査は2件、県補助の含有調査が4件あります。

次に、除去等の対策工事に対する補助の利用件数は3件になります。

次に、今後の進め方につきましては、過去に市が実施しましたアンケート調査により把握しております吹きつけがあってアスベストが含有している1件につきましては、補

助金の案内をするとともに除去等の対策を行うよう働きかけを行ってまいります。

また、吹きつけがありながら調査を行っていない18件につきましても補助金の案内をするとともに調査を行うよう働きかけを行ってまいります。

なお、吹きつけの有無が不明であったり、あるいはアンケートの返信がないものにつきましても再度通知を行うなど、働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○秋山委員 ありがとうございます。なかなか進まないということで、例えば期間を3年区切って、補助は3年やって、とにかくゼロにすると……。

○池谷委員長 お時間、きましたので、まとめてください。

○秋山委員 そういう思い切った対策、やっぱりアスベストの被害はかなり深刻なものですから、それが起きないためにも、また政策をこれから組み立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池谷委員長 もう時間が切れちゃったので。また同じ委員会で、所管の委員会の担当部局なので、そのときにこれからも続けて聞いていくということで。

それでは、次の質疑に行きます。

10番目の質疑です。

○川島委員 私からは、8款5項2目、市営住宅維持管理費について伺います。

まず、前年の3月から新年度は大幅に予算が増えております。その主な要因をまずお伺いいたします。

それから、市営住宅、市内11か所ございますけれども、その中で、長期で空き部屋状態になっている状況を伺いたいと思います。

それから、3点目に、空き部屋について、売れば住居以外の活用などを考えられるケースがあるのかどうか。例えば集会所とか、別の目的利用で使うような可能性はあるのかどうか、伺います。

それから、4番目に、建物の老朽化に対する管理状況について伺います。

5点目に、場所によっては5階建ての市営住宅がありまして、エレベーターがないという場所もございます。5階まで上り下り、大変だと思いますけれども、そういったところに対するエレベーターの後づけ計画とかはございますでしょうか、伺います。

それから、6番目に、入居条件についてですけれども、非常に様々な御相談を頂く中で、市営住宅に入りたいという要望が来るんですが、大体そういう方は単身者なんです。単身者は市営住宅に入れないという、今までの基準がございまして、当然いろんな理由があるんですけれども、一部、場所によっては単身者の入居が可能になった場所もできたようございますけれども、この辺の入居条件の検討について、市のお考えを伺います。

○鈴木住宅・公共建築課長 川島委員の御質疑にお答えをいたします。

まず、予算額、市営住宅維持管理費の増額につきましては、来年度から静岡県の住宅供給公社に管理代行を依頼するというようなことで、それらに関する費用。今までは、修繕等、修繕工事費として計上していたものをこの市営住宅維持管理費に入れて、今回、予算要求させていただいておりますので、その分の増額ということになっております。

2つ目といたしまして、入居率、要するに入居率が低い部分をどうするかというよう

なことですが、入居率が2月末現在で最も低い塩津団地等につきましては、55%ということになっております。これについては、長期間空き家になっている部屋も幾つかあるかと思えますけれども、特に市営住宅以外の目的で利活用というようなことにつきましては検討してございません。

あと、老朽化対策というようなところがございますけれども、計画的に外壁の改修、あるいは屋上の防水の改修等を行っていくというようなこととしております。また、住戸内につきましても今までも改善をしてきております。そんなことで長寿命化を図っていきたいというふうに考えております。

既存の住宅に対するエレベーターにつきましては、相当な費用がかかるというようなことで、大変難しいかなというようなことは感じております。現在、高齢者等の方につきましては、一、二階に優先的に入居していただくというようなことでソフト対応をさせていただいております。そんなような状況でございます。

単身入居者につきましてはの入居要件の件でございますけれども、単身入居者につきましては、さきの11月定例会におきまして入居できる住宅の住戸の面積を55平米ということで規定をさせていただいております。それ以前に単身入居ができる住戸として121戸あったんですけれども、この55平米というような基準にしたところで1団地、それこそ塩津団地が追加になりまして、現在141戸の入居が可能な場所となっております。

現時点で、単身入居に関する要件について見直しというようなことについては検討してございません。

以上でございます。

○川島委員 ありがとうございます。

まず、長期空き部屋の住居以外での活用について検討しないということは、長期空き部屋状態のまましていくということではよろしいでしょうか。

○鈴木住宅・公共建築課長 入居率が低いというのは、なかなか立地でありますとか、間取りの問題とかありまして、原因が不明なんですけれども、住戸内の改修等を行って居住環境の改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○川島委員 それから、老朽化対策についてですけれども、例えば一般のアパートなんかですと、入退去のときに畳の替えとか、いろいろの修繕をするんですけれども、市営住宅の場合は、そういう入退去のときに何かそういう修理というのはやっているのでしょうか。

○鈴木住宅・公共建築課長 退去される方には、畳の表替えとふすまの張り替えをお願いしているところでございます。退去される方がいた場合には、それ以外の部分については、市役所のほうで不具合のところを修理するというようなことで、新しい入居者に備えるというようなことでやっております。

○川島委員 ありがとうございます。

それから、最後に入居条件につきまして、やはり非常に単身者の希望者、私のところにはこういう方が多いものですからお聞きしました。いろいろと調べますと、こういった公営住宅の場合は、部屋の広さによって単身者が入れないという基準があるみたいですので、なかなか部屋自体を変えていかないと単身者の入居というのは難しいのかなと

いうところもありますので、やむを得ないと思いますけれども、今後、新しい市営住宅ができる際には、ぜひ単身者用の部屋もたくさん作っていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○池谷委員長 それでは、11番目の質疑に参ります。

○青島委員 事業名、子育て世帯マイホーム取得応援事業費について。

それで、質疑の内容ですけれども、この事業は何年度まで継続していくものなのか、また、どのような状態に至ることを目標設定しているのか、伺います。

5款1項1目のことは前に聞いてありますので、いいです。

以上、伺います。

○鈴木住宅・公共建築課長 青島委員にお答えをいたします。

この事業でございますけれども、事業の対象期間といたしましては、今年度から2年間としております。令和2年度までとなっております。

もう一つ、どのような状況になることを計画に持っているかと、目的でございますけれども、子育て世帯の良好な住環境地域への定住を促進するため、住宅取得費を助成する制度でありまして、子育て世帯が土地区画整理の保留地、あるいは中心市街地活性化区域内の住環境が良好な地域に定住をして、子どもの増加、あるいはにぎわいが創出されるというようなことを目指しております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、最後の質疑となります。12番目の質疑です。

○藁科委員 最後ですが、私のほうから9款1項4目、大井川防災広場整備事業につきまして伺いをいたします。

市単事業に広場用地の緑地管理、また、草刈り作業とあるが、この予算は維持管理費のみに係る費用として理解していいかどうか、伺います。

○村松都市整備課長 藁科委員にお答えいたします。

本予算は、緑地管理や草刈り作業に要する費用以外に、本体工事で整備しましたトイレの維持管理費や非常用マンホールトイレの便座やテントの備品購入などを組んでおります。

以上でございます。

○藁科委員 この広場ですが、広場の芝生のほうは完了したということで、先般お披露目の事業があったわけなんです、全体計画につきましてですが、この件につきましては、同僚議員から一般質問でもさせていただきました。防災広場の事業が整備完了したときに、この緑地関係の管理費用が面積から見ますとかなりの費用がかかるのかなという推測をされるわけなんです、その辺のかかる費用を抑えるためにどのようなことをお考えになっているか、お答えいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○村松都市整備課長 将来的なコストということでございますけれども、指定管理者制度は、地域の皆様と連携した管理などを検討していくと。また、指定管理者が行う自主事業の収入を維持管理費などに還元する手法なども今後検討していくということで考えております。

以上でございます。

○薬科委員 収入が生まれることが一番の対策になるかと思いますが、ぜひとも市民の皆さんがそういうものの利便性というのですか、利用性を高めて、そういう場所を活用できるように、また、その活用が高ければ一定の金額を支払ってもまたいいのかなという思いもありますものですから、その点等を含めまして、事業完了後に向けて計画を立てて管理の状況を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○池谷委員長 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

関連してほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、都市政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、都市政策部所管部分の審査を終わります。

予算決算審査特別委員会都市政策部所管分の議案の審査は終了いたしました。

以上で、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」の全ての所管部分の審査が終了いたしました。

次に、議第13号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 なしということで、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第13号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷委員長 挙手総員であります。よって、議第13号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議案の審査は終わりました。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会を散会いたします。

皆様、3日間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会(15:55)